

令和4年度

学校防災計画



(危機等発生時対処要領)

美波町立日和佐中学校

# 令和4年度 日和佐中学校防災計画

## 第1 総 則

## 第2 防災対策組織について

- 1 防災対策委員会
- 2 学校災害予防管理組織及び防災対策
- 3 学校災害対策本部

## 第3 各災害時の対応

## 第4 避難所運営支援

## 第5 学校教育活動の再開

## 第6 防災教育及び防災訓練

## 第7 学校防災計画の生徒等及び保護者への周知徹底

## 第8 地域社会との連携

## 第9 学校防災計画の継続的改善

### < 学校防災計画に必要な書類 >

① 防災対策委員会編成表 (表1)	6
② 学校災害予防管理組織表 (表2)	6
③ 学校災害対策本部編成表 (表3)	7
④ 自主点検検査チェック票 (表4, 表5)	10 11
⑤ 教職員の緊急時連絡体制	12
⑥ 災害発生時における被害報告連絡体系図	13
⑦ 学校の立地条件及び校区内ハザードマップ ・避難経路及び避難場所等	14 15
⑧ 備蓄物品管理表	16
⑨ 地震・津波発生時の緊急対応マニュアル	17
⑩ 火災発生時の対応マニュアル	30
⑪ 河川はん濫時の対応	32
⑫ 風水害時の対応マニュアル	35
⑬ 避難所支援計画	37
⑭ 学校教育活動の再開に向けての計画	39
⑮ 学校安全計画	41

# 美波町立 日和佐中学校防災計画

## 第1 総 則

### 1 目 的

この計画は、防災管理についての必要な事項を定め、地震・津波、火災、風水害等の災害の予防を図り、災害発生時の生徒並びに教職員の生命・身体の安全を確保し、また被災した地域社会の安全形成を支援し、早期の学校教育活動の再開に向かうことを目的とする。

### 2 基本方針

- (1) 生徒及び教職員の生命・身体の安全を第一とし、各災害種別に各学校に応じた災害に対する備え、避難方法、生徒の登下校・学校待機・保護者への引き渡し等の対応方法を策定する。
- (2) 教職員の役割を明確にし、各災害時に対応した具体的行動計画を策定することにより、各災害より生徒の安全を確保し、地域住民の安全確保のための支援を行う。
- (3) 防災教育・防災訓練を実施し、生徒の災害に対する対応能力・判断力・行動力を育む。
- (4) 地域防災組織及び保護者等との密接な連携を図り、生徒の安全の確保に努めると共に、学校が被災した場合の学校を再開させるための日程、作業内容について計画し、早急な学校教育活動の再開を目指す。

## 第2 防災対策組織について

### 1 防災対策委員会

#### (1) 防災対策委員会の設置

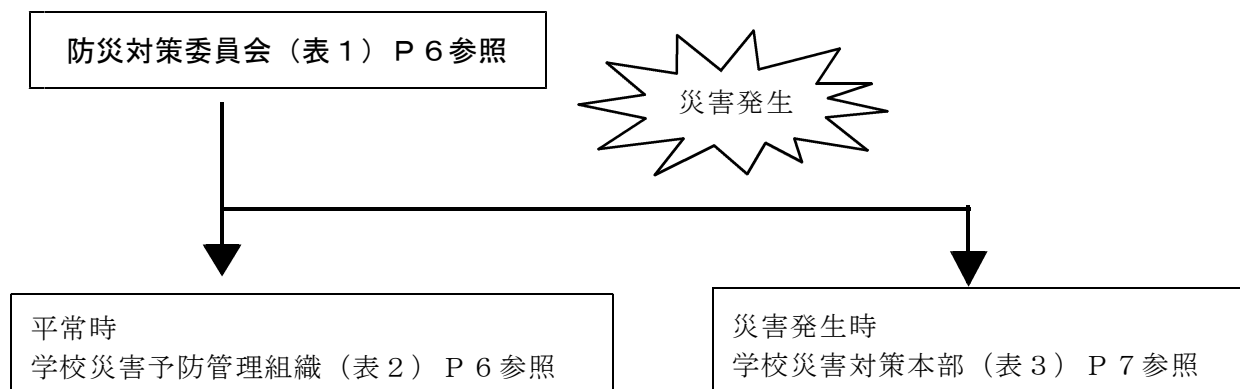
災害発生時に備え、防災対策を総合的に計画・実施し、安全確保に万全を期するため、校長を委員長とする **防災対策委員会** を設置する。また、その下に、平常時の対応組織として **学校災害予防管理組織** を、災害時の対応組織として **学校災害対策本部** を編成する。

#### (2) 審議事項

**防災対策委員会** は、次の基本的な事項について審議する。

- ①防災計画、消防計画の立案及び変更に関すること
- ②生徒の安全、保護及び管理に関すること
- ③学校の施設、設備の管理及び点検・整備に関すること
- ④避難施設及び消防用設備等の維持管理に関すること
- ⑤防災に関する組織の運営に関すること
- ⑥地震・津波、火災、風水害等の災害の対策に関すること
- ⑦防災教育及び防災訓練とその実施方法等に関すること
- ⑧緊急時の情報連絡体制の整備に関すること
- ⑨その他防災管理に関すること

#### (3) 各組織の役割と組織図



## 2 学校災害予防管理組織及び防災対策

平素における災害等の防止並びに生徒及び校舎の安全確保，管理を図るため，学校災害予防管理組織を編成し，**防災管理者**（防火管理者を充てる）を置き，次のとおり役割を分担する。

（表2）P6参照

（1）**防災管理者**（防火管理者）には副校長・教頭を充てることとし，次の業務を行うものとする。

- ①防災及び消防計画の作成，検討及び変更
- ②施設・設備の管理並びに火気使用設備器具，危険物施設等の点検検査の実施及び監督
- ③消防用設備等の点検設備の実施及び監督
- ④火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- ⑤増改築，修繕等の工事時における火災予防上の指導
- ⑥生徒，職員に対する防災教育及び各種訓練の年間計画の作成と実施指導
- ⑦校長に対する防災・防火等の管理上の助言報告
- ⑧教育委員会との防災・防火等の対策に関する事務の推進
- ⑨その他防災・防火等に関する必要な業務

（2）**防災管理者**（防火管理者）は，次の業務について，消防署への報告，届出等を行うものとする。

- ①消防計画の提出
- ②建物及び諸設備の設置又は変更に伴う諸手続
- ③増改築，修繕等を行うときの事前連絡
- ④消防用設備等の点検結果の報告
- ⑤教育訓練指導の要請及び各種訓練の実施報告
- ⑥その他法令に基づく諸手続

（3）**施設管理責任者**は，次の業務を行うものとする。

- ①担当区域内の箇所責任者に対する業務の指導及び監督
- ②自主点検検査
- ③防災管理者（防火管理者）の補佐

（4）**箇所責任者**は，次の業務を行うものとする。

- ①担当区域内の火気管理
- ②担当区域内の諸施設・設備の管理及び整備並びに器具等の維持管理
- ③地震等に備えた安全措置等の維持管理
- ④担当の施設・設備の自主点検検査
- ⑤施設管理責任者の補佐

（5）建物等の自主点検検査は，次によるものとする。

①点検検査の時期（例）

検査対象	検査月日，回数
建築物	随時
火気使用設備器具	始・終業時各1回
危険物施設等	随時
電気設備	6か月1回以上

②日常の自主点検検査（表4）P10参照

③定期の 〃 （表5）P11参照

④校長は，点検結果による不備欠陥事項については速やかに改修等の処置をする。

⑤学校防災計画にかかる備品・施設の点検は毎月1回，防災教育及び防災訓練の自己評価は実施後に，学校防災計画についての自己評価・見直しは，必要に応じて随時実施する。

(6) 消防用設備等の点検は次によるものとする。

①消防用設備等の法定点検は、機器点検を6か月ごとに総合点検を1年に1回実施するものとし、専門的知識及び資格を有する者（点検設備業者）が実施し、防火管理者はこれに立ち合う。

消防用設備等の種類	消火器具，野外消火栓設備，非常電源，自動火災報知設備 消防機関へ通報する火災報知設備，誘導灯及び誘導標識		
機器点検	( 7月 )・( 2月 )	総合点検	( 7月 )
点検実施者(委託業者名)	徳島防災株式会社		

②消防用設備等の自主点検は、防災管理者、施設管理責任者、箇所責任者が平素に随時行う。

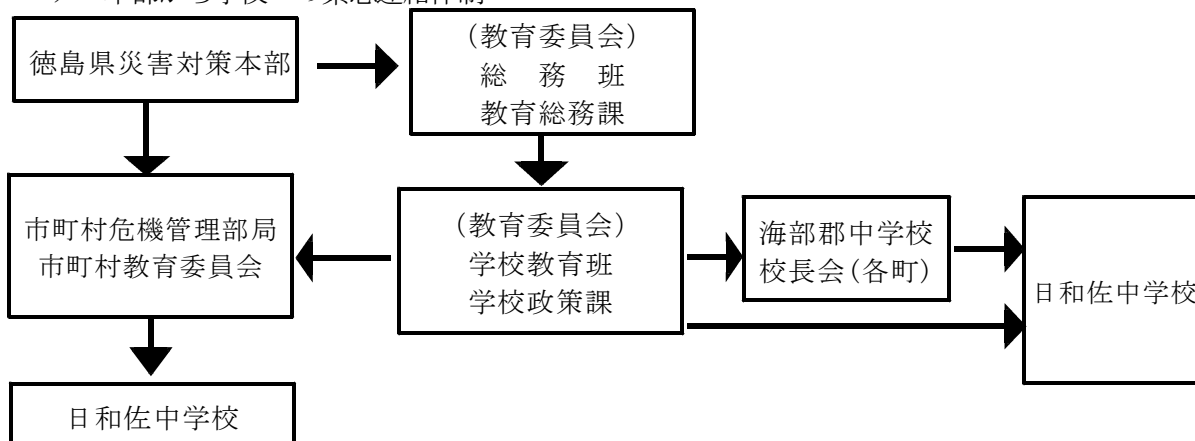
(7) 防災管理者は、避難経路図を作成し生徒及び教職員に対して避難経路の周知徹底を図る。

避難経路図は、屋外に通じる避難経路図を明示したものとし、各階ごとの消防用設備等の配置状況についても明示しておく。

(8) 防災管理者は、次の情報連絡体制を整備する。

①災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、教育委員会、地域防災関係機関との情報連絡手段・体制の整備を図る。

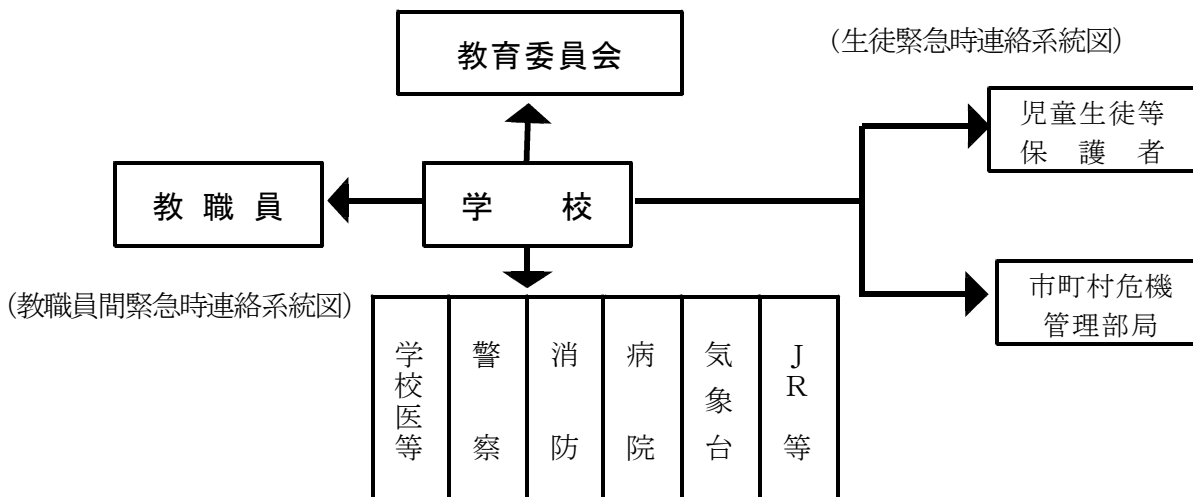
ア 本部から学校への緊急連絡体制



注：教育委員会と各学校との緊急連絡方法は、上図のとおりとするが、緊急の度合いに応じ直接的な連絡方法をとるものとする。

② 災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、教職員間、学校と保護者・生徒との情報連絡体制の整備を図る。また、学校と地域災害対策担当部局との災害時における情報連絡体制を整備する。防災無線などを設置している場合は、その活用を図る。

ア 学校の緊急連絡体制



- ③教職員間の緊急時連絡系統図は、各学校が独自に作成する。（マチコミメールを活用する。）  
④生徒等の緊急時連絡系統図は、各学校が独自に作成する。（マチコミメールを活用する。）

(9) 防災管理者は、災害発生に備え、必要な品目等を所定の場所に準備、保管する。

- ①救急救助用備品                      ②人員点呼用備品                      ③安全確認・誘導用備品  
④情報収集・通信用備品              ⑤消火用備品                              ⑥飲料用備品                              ⑦その他

### 3 学校災害対策本部

災害が発生、または発生するおそれがある時は、災害に迅速、適切に対応し、防災の推進を図るため、校長を本部長に、副校長・教頭を副本部長として、学校災害対策本部を設置し学校の防災及び避難所支援に当たるものとする。

- (1) 学校災害対策本部の組織形態及び業務については、次のとおり（表3）P6参照）とする。  
(2) 教職員の配備体制については、徳島県災害対策本部運営規程に従い、各学校における配備編成計画（表3 P7参照）を作成する。  
(3) 学校災害対策本部の設置基準については、徳島県災害対策本部の設置基準を原則とし、各学校の状況に応じて、校長が決定する。

## 第3 各災害時の対応

各災害時における教職員及び生徒の対応については、地震・津波編、火災編、風水害編の災害ごとに想定される場面別対応マニュアルによる。

## 第4 避難所運営支援

災害時において学校が避難所となった場合には、校長は、あらかじめ定めた学校防災計画に基づき、避難所の開設及び管理運営に協力する。避難所の管理運営は、市町村の危機管理部局職員が担当し、教職員は、市町村災害対策本部、地域自主防災組織、避難者自治組織、ボランティアとの連携を密にし、円滑な運営を支援する。

なお、大災害発災初期の段階においては、市町村職員による対応が困難な場合も想定される。そのため、発災直後数日間は教職員がリーダーシップをとって避難所運営を支援することを十分想定しておくものとする。具体的な対応については、避難所運営支援に関する対応マニュアルによる。

## 第5 学校教育活動の再開

学校は、災害発生後における学校機能の早期回復を図るため、教育委員会等と協議して地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を策定するとともに、学校教育活動を再開するための活動を行う。

具体的な対応については、学校教育活動の再開に関する対応マニュアルによる。

## 第6 防災教育及び防災訓練

防災管理者は、災害から生徒の安全を確保するために、年間計画を作成し、計画に従い防災教育に取り組み、防災訓練を実施する。

また、実施後チェックシートを活用し、計画の点検・検証等、問題点や課題等の洗い出し、是正すべきところを改善し、計画を更新するというPDCAサイクルによるスパイラルアップを行う。

(1) 学校で定めておくべきこと

- ・防災教育のねらい及び重点、学年別、月別の関連教科、道徳、特別活動等における主な指導内容、時間数、指導方法等
- ・防災教育、応急処置等の校内研修に関する事項
- ・学校、家庭、地域社会との連携に関する事項
- ・災害時及び事後の心の健康に関する事項

(2) 「**学校安全計画**」作成上の配慮事項

- ・生徒及び地域の状況の実態に即した計画であること
- ・組織的，発展的な計画であること
- ・全教職員の共通理解に基づく計画であること

(3) 防災訓練について

- ・防災管理者は，前記の防災教育の年間計画とあわせて，教職員及び生徒に対する各種訓練計画及び避難訓練等の実施時期及び方法について具体的に作成するものとする。  
※防火管理者は，避難誘導，自衛消防訓練をする場合は，事前に消防署に通知するとともに，必要と認める場合は，指導の要請を行うものとする。

(4) 教職員の防災訓練シミュレーションと防災訓練の検討

- ・生徒との防災訓練のみならず，教職員のみのあるゆる場合を想定した防災訓練（シミュレーションを含む）を実施し，必要に応じて防災訓練の在り方を検討する。

## 第7 学校防災計画の生徒及び保護者への周知徹底

校長は，学校防災計画について生徒及び保護者へ周知徹底する。

- (1) 生徒・・・新学年開始時期の学級活動・ホームルーム活動，防災訓練実施時，防災教育活動時に周知徹底する。
- (2) 保護者・・・PTA総会，入学式後の保護者説明，家庭訪問，三者面談等を利用し，周知徹底する。

## 第8 地域社会との連携

校長は，学校防災の取組を地域に広く周知するため，ホームページ等を通じて情報発信すると共に，日頃から市町村や地域自主防災組織など地域社会と密接な連携協力を図る。また，地域の防災体制を把握し，地域が行う防災訓練に参加したり，学校が被災した際の協力体制を確立させるなど，地域ぐるみで生徒を災害から守る環境を整えていくものとする。

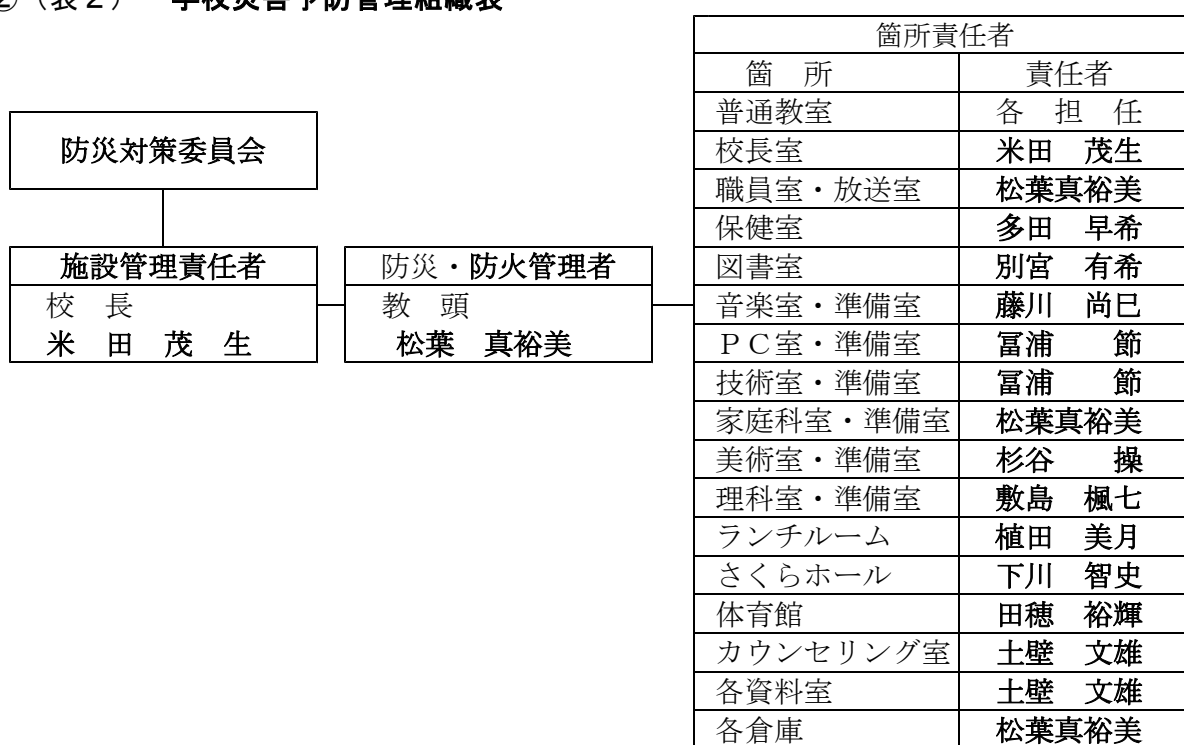
## 第9 学校防災計画の継続的改善

防災管理者は，平常時から，本計画を継続的に改善し，学校防災力の向上を図っていくため，防災教育・防災訓練等の実施後，チェックシート等を活用し，計画の点検・検証等，問題点や課題等の洗い出しなどを行い，是正すべきところを改善し，計画を更新するというPDCAサイクルによるスパイラルアップを行う。

① (表1) 防災対策委員会編成表

委員名	職名	氏名	備考
委員長	校長	米田茂生	
副委員長	教頭	松葉真裕美	
委員	教務主任	土壁文雄	
〃	3学年主任	田内茂美	
〃	3学年担任	喜井和子	
〃	2学年主任	別宮有希	
〃	2学年担任	別宮有希	
〃	1学年主任	藤川尚巳	
〃	1学年担任	敷島楓七	
〃	特別支援担任(情)	富浦節	
〃	特別支援担任(聴)	杉谷操	
〃	特別支援担任(知)	小池健志	
〃	教諭	田穂裕輝	
〃	養護助教諭	多田早希	
〃	事務主任主事	岡部祥子	
〃	栄養教諭	植田美月	
〃	講師	下川智史	
〃	助教員	高原徹	
〃	助教員	大柳戸速太	
〃	用務員	長谷和美	

② (表2) 学校災害予防管理組織表





③（表3）学校災害対策本部編成表

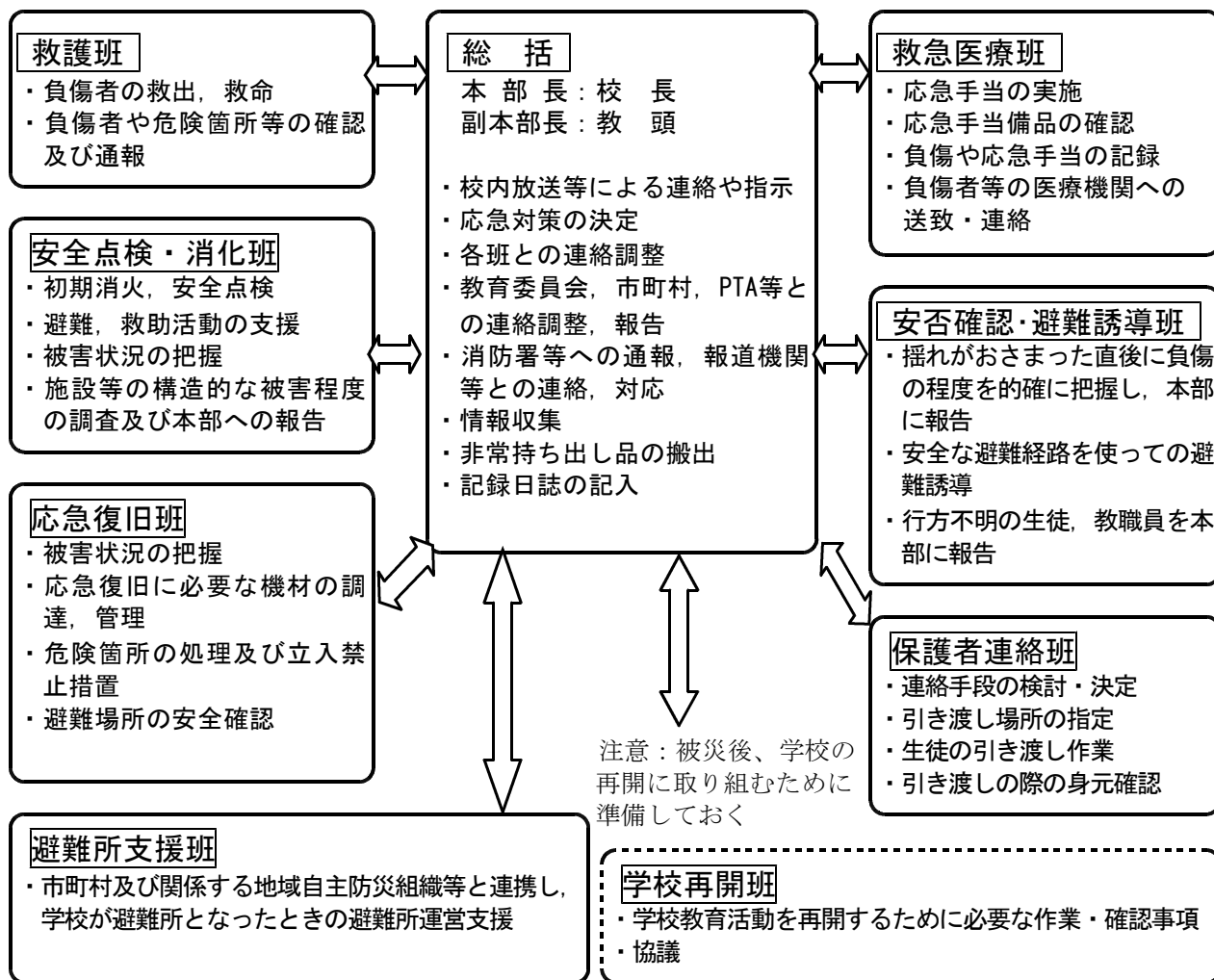
分 担	担当者名	役 割
総 括	校 長 米田 茂生 教 頭 松葉真裕美	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内放送等による連絡や指示</li> <li>・応急対策の決定</li> <li>・各班との連絡調整</li> <li>・教育委員会、市町村、PTA等との連絡調整、報告</li> <li>・消防署等への通報、報道機関等との連絡、対応・情報収集</li> <li>・非常持出し品の搬出</li> <li>・記録日誌の記入</li> </ul>
安全点検・消火班	土壁 文雄 小池 健志 大柳戸速太 高原 徹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火、安全点検</li> <li>・避難、救助活動の支援</li> <li>・被害状況の把握</li> <li>・施設等の構造的な被害程度の調査及び本部への報告</li> </ul>
安否確認・避難誘導班	各 授 業 者 喜井 和子 別宮 有希	<ul style="list-style-type: none"> <li>・揺れがおさまった直後に負傷の程度を的確に把握し、本部に報告</li> <li>・安全な避難経路を使つての避難誘導</li> <li>・行方不明の生徒、教職員を本部に報告</li> </ul>
救 急 医 療 班	多田 早希 植田 美月 杉谷 操 長谷 和美	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急手当の実施</li> <li>・応急手当備品の確認</li> <li>・負傷者等の医療機関への送致・連絡</li> <li>・負傷や応急手当の記録</li> </ul>
救 護 班	田穂 裕輝 富浦 節 下川 智史	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者の救出、救命</li> <li>・負傷者や危険箇所等の確認及び通報</li> </ul>
保護者連絡班	松葉真裕美 田内 茂美 藤川 尚巳 敷島 楓七	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡手段の検討・決定</li> <li>・引き渡し場所の指定</li> <li>・児童生徒等の引き渡し作業</li> <li>・引き渡しの際の身元確認</li> </ul>
応 急 復 旧 班	松葉真裕美 土壁 文雄 田内 茂美 杉谷 操	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の把握</li> <li>・応急復旧に必要な機材の調達、管理</li> <li>・危険箇所の処理及び立入禁止措置</li> <li>・避難場所の安全確認</li> </ul>
避難所支援班	松葉真裕美 植田 美月 長谷 和美	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村及び関係する地域自主防災組織等と連携し、学校が避難所となったときの避難所運営支援</li> </ul>
学 校 再 開 班	松葉真裕美 土壁 文雄 小池 健志 藤川 尚巳 岡部 祥子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育活動を再開するために必要な作業・確認事項・協議</li> </ul>

(表3-1) 学校災害対策本部 配備編成計画

学 校 名	美波町立 日和佐中学校
本部長名 (職)	米田 茂生 (校 長)
・職務代行順位 ・代行者名・(職)	1 松葉真裕美 (教 頭) 2 土壁 文雄 (教 諭)

配 備 体 制		
第 1 非 常 体 制	第 2 非 常 体 制	第 3 非 常 体 制
① 大雨注意報等が発表され、相当な災害の発生が予想されるときまたは、台風が本県に接近する恐れがあるとき ② 県内に震度4の地震が発生したとき ③ 「徳島県津波注意」の津波注意報が発表されたとき	① 暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき ② 台風が本県を通過することが確実とされたとき ③ 河川が警戒水位に近づいたとき ④ 県内に震度5弱または5強の地震が発生したとき ⑤ 「徳島県津波」の津波警報が発表されたとき ⑥ その他特殊災害が発生し、大規模な災害が予測されるとき	① 災害対策本部が設置されたとき ② 県内に震度6弱以上の地震が発生したときは、全員配備態勢とする。
職務代行順位・氏名 (職)	職務代行順位・氏名 (職)	職務代行順位・氏名 (職)
1 松葉真裕美 (教 頭) 2 土壁 文雄 (教 諭)	1 松葉真裕美 (教 頭) 2 土壁 文雄 (教 諭)	1 松葉真裕美 (教 頭) 2 土壁 文雄 (教 諭)

(表 3-2) 学校災害対策本部イメージ図



(表 3-3) エ 災害対策本部の設置基準と設置場所・・・設置権限者 校長(代替 教頭)

災害	設置基準	設置場所①	設置場所②
地震	震度5弱以上の地震が発生したとき	校舎が使用できる場合 校長室またはPC室	校舎が倒壊し使用不可の場合 高台の避難場所
津波	「徳島県津波」の津波警報が発表されたとき	校舎内で津波回避できる場合 校長室またはPC室	校外の高台に避難した場合 高台の避難場所
火災	校内で火災が発生したとき	校舎内で火災発生 消失を逃れた教室	校舎外で火災発生 校長室
風水害	台風等により, 大規模な災害が発生したとき	校舎内で避難した場合 校長室またはPC室	

(表 3-4) オ 災害対策本部備品

①ノートパソコン1台 ②プリンター1台 ③ホワイトボード ④デジタルカメラ ⑤携帯電話  
⑥防災ラジオ ⑦ハンドマイク ⑧懐中電灯 ⑨トランシーバー ⑩拡声器,  
⑪筆記用具 (ボールペン, 鉛筆, マジック, 消しゴム, A4用紙1組, ノート, のり, ガムテープ)



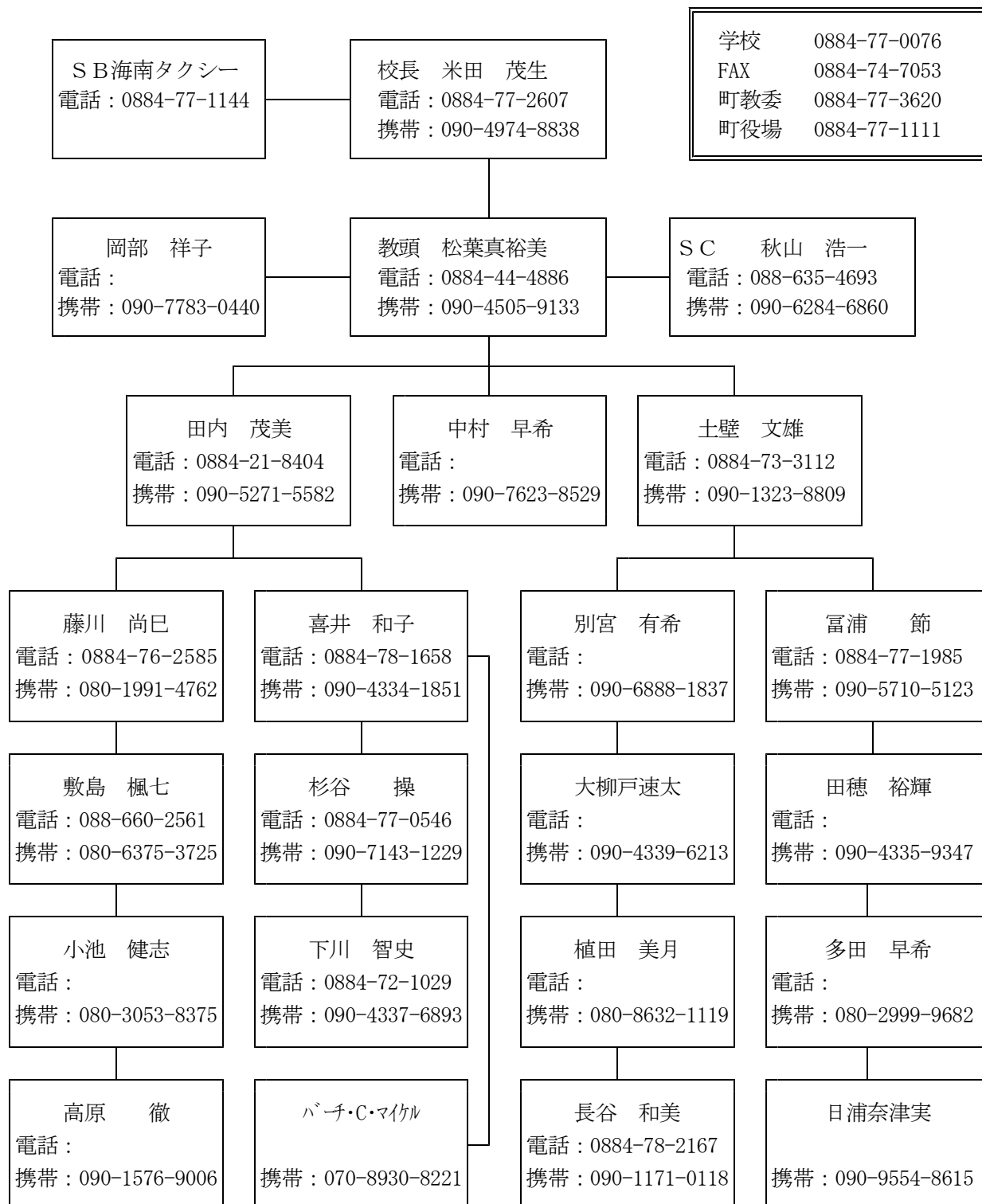
(表5) ( 年 月分) 自主点検検査チェック票 ( 定 期 )

検査実施項目及び確認箇所			検査日	結果	検査者名
建物構造等	柱, 梁, 壁, 床	・コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。			
	天井	・仕上材に, はく脱・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。			
	外壁・ひさし・パラペット	・貼石・タイル・モルタル等の仕上材に, はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等がないか。 ・外壁の耐火構造等に損傷はないか。			
	窓ガラス	・窓枠・サッシ等の仕上材に剥落, 落下のおそれのある弛み, ガラス等のひび割れはないか。			
	その他	・防火区画を構成する壁, 天井に損傷はないか。			
防火・避難施設	避難通路	・避難通路の幅員が確保されているか。			
	階段	・階段室に物品が置かれていないか。			
	避難口 (出入口)	・扉の開放方向は避難上支障がないか。 ・避難階段等に通じる出入口, 屋外への出入口の幅は適切か, 又付近に支障となる物品は置いていないか。			
	屋上・ベランダ	・避難に支障となる工作物や物品はないか。			
火気使用設備	ガス	・元栓は閉めているか。 ・ガス管は老朽化してないか。			
	石油ストーブ	・周りに引火物がないか。			
	ガスストーブ	・安全装置は作動するか。			
危険物施設等	ガラス器具	・転倒・落下し破損・飛散しないか。			
	薬品類	・収納戸棚は転倒しないか。			
	医薬品類	・混合発火を避けるため, 薬品は種類別に収納されているか。 ・自然発火防止の保護液は充分か。 ・危険度の高い薬品の収納方法は万全か。			
	食器類	・転倒・落下し, 破損・飛散しないか。			
	油類	・転倒・落下し流出することはないか。			
	工作機械 工作用具	・転倒・落下したりしないか。			
電気設備	電気器具・設備	・タコ足配線による接続はしていないか。 ・コードに亀裂, 老化, 損傷はないか。 ・許容電流の範囲内で適正に使用しているか。 ・変電設備は, 有資格者が定期的に検査しているか。			
その他	ロッカー・整理棚	・倒れたり, 移動したりしないか。			
	テレビ	・転倒, 落下, 移動したりしないか。			
	コンピュータ				
	照明器具	・落下したりしないか。			
	サッカーボール等	・転倒したりしないか。			
	ブロック塀等	・破損, 転倒等しないか。			
注1 チェック欄には, 良は○印, 不備は×印を, 即時補修(改修)したときは△印を記入する。			防火管理者 確認		
2 不備欠陥事項は, 防火管理者に報告すること。					

## ⑤ 教職員の緊急時連絡体制

### 休日・夜間の連絡及び安否確認方法

方法	・電話による連絡・安否確認 ・携帯メール（マチコミメール）等による連絡・安否確認
----	---



**電話連絡**

- ・本部長の代理は、副本部長。その代理は班長①、②として連絡業務を行う。
- ・連絡が取れない場合は、次の人に連絡をして、各班長に連絡の取れない人物を報告する。
- ・最後の人は、各班長に連絡が来たことを報告する。各班長は副部長に、副部長は本部長に連絡する。
- ・通信手段を失った場合は、自ら本部長へ連絡する。(災害伝言ダイヤル、避難先から電話・メールなど)

**メール連絡**

- ・配信は副部長より全員へ一斉配信。(代替は班長①、②の順)
- ・返信は各自より副部長へ報告メールする。

**<学校より距離別職員一覧表>**

近距離 (0~4Km) 圏	中距離 (4~10Km) 圏	長距離 (10Km以上) 圏
杉谷 操 , 富浦 節 下川 智史 , 多田 早希	米田 茂生 , 別宮 有希 高原 徹 , 長谷 和美 喜井 和子	松葉真裕美 , 土壁 文雄 藤川 尚巳 , 田内 茂美 小池 健志 , 敷島 楓七 大柳戸速太 , 岡部 祥子 植田 美月 , 田穂 裕輝

**⑥ 災害発生時における被害報告連絡体系図**

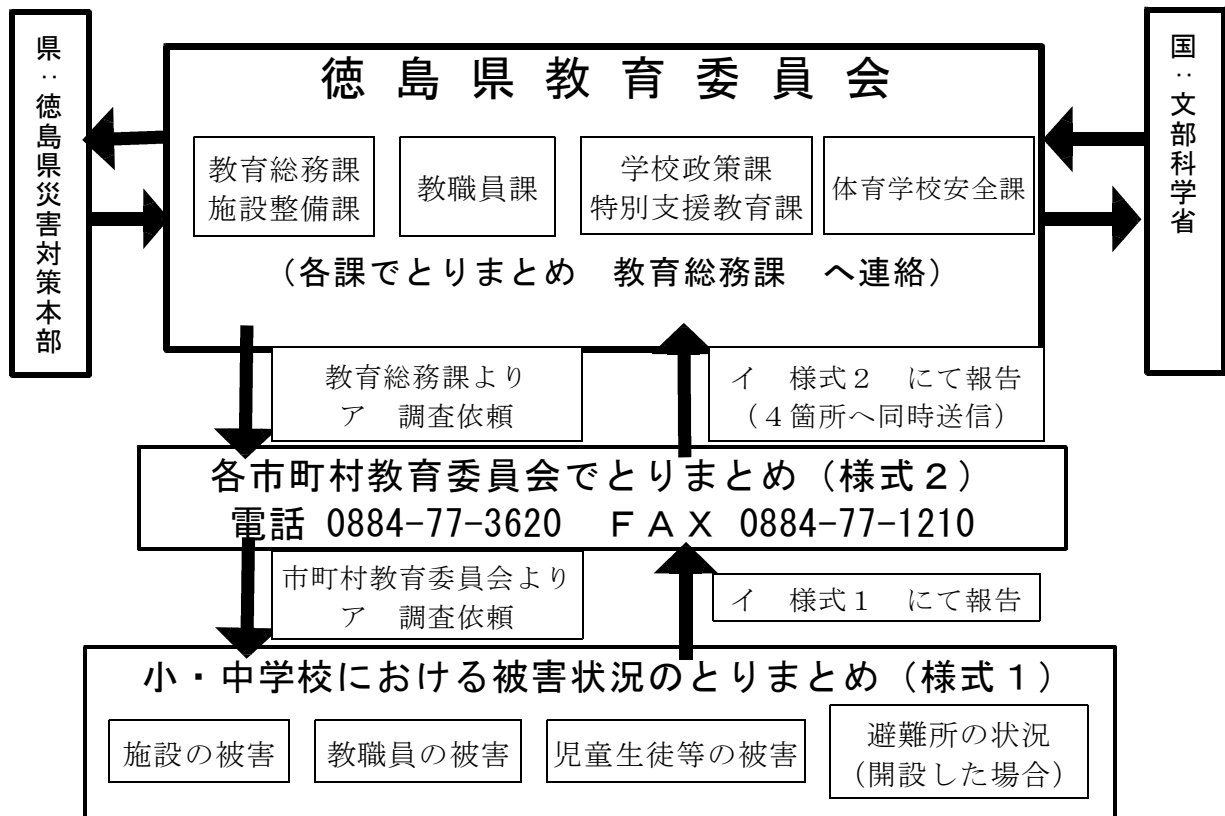
ア 災害発生時には、県教委教育総務課において必要と判断した場合、教育総務課より市町村教委へ被害調査を依頼する。

イ 小・中学校は様式1にて市町村教委に報告し、市町村教委は様式2にまとめた後、次の4箇所へFAXにて同時送信する。

① 学校教育課      ② 教職員課      ③ 教育政策課      ④ 体育健康安全課

FAX番号    088-621-2882      088-621-2881      088-621-2879      088-621-3173

ウ 報告した各被害状況について、さらに対応が必要な場合は、各課と学校が直接連絡を取り対応する。



その他、災害発生時に連絡する必要のある箇所の一覧表

連絡先	電話番号	FAX
美波町役場	(0884) 77-1111	(0884) 77-1666
美波町役場消防防災課	(0884) 77-3619	
海部消防組合日和佐出張所	(0884) 77-0999	
南部総合県民局津波減災部	(0884) 74-7273	(0884) 77-3851
日和佐診療所	(0884) 77-1212	
美波病院	(0884) 78-1373	
県立海部病院	(0884) 72-1166	(0884) 72-2383
阿南医療センター	(0884) 28-7777	

⑦ 学校の立地条件及び校区内ハザードマップ

(1) 学校の概況や立地条件と学校の被災リスクの確認

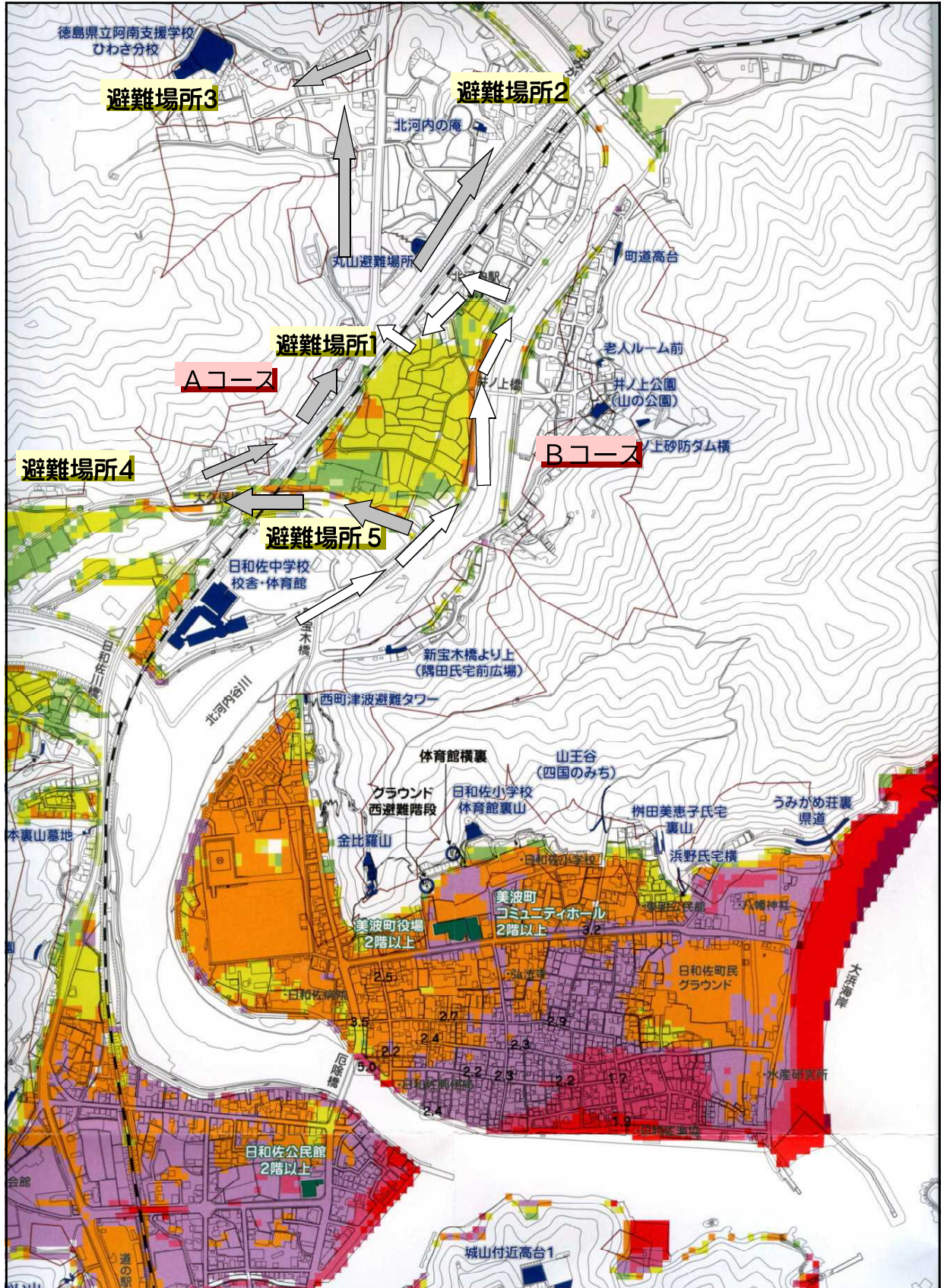
学校名	美波町立日和佐中学校		
〒779-2306 所在地	徳島県海部郡美波町西河内字大久保76番地1		
Tel	0884-77-0076	Fax	0884-74-7053
校長名	米田 茂生		
生徒数	71名	職員数	23名
校舎 A の立地条件			
①木造・ <u>鉄筋コンクリート造</u> ・鉄骨造 <u>2</u> 階建 ②耐震化 <u>できている</u> ・できていない			
③標高 <u>6</u> メートル			
④想定される被害 <u>浸水</u> ・土砂崩れ・( )			
校舎 B の立地条件			
①木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造 _____階建 ②耐震化 できている・できていない			
③標高 _____メートル			
④想定される被害 浸水・土砂崩れ・( )			
体育館の立地条件			
①木造・ <u>鉄筋コンクリート造</u> ・鉄骨造 <u>1</u> 階建 ②耐震化 <u>できている</u> ・できていない			
③標高 <u>6</u> メートル			
④想定される被害 <u>浸水</u> ・土砂崩れ・( )			

(2) 校区内のハザードマップ(避難場所及び避難経路)(次ページ参照)

- (1) 避難場所① JRと国道の高架橋が落ちていないか  
 落ちていない → Aコース 避難場所1(高規格道路入口)へ  
 落ちている → Bコース 避難場所1へ
- (2) 避難場所②③ 避難時間に余裕があるか  
 ない → 避難場所2(高規格道路の高台)へ  
 ある → 避難場所3(阿南支援学校ひわさ分校)へ
- (3) 避難場所④⑤ 避難時間に余裕がない場合 → 避難場所5(大久保団地4階)へ  
 避難場所4(付近の山や高台の住宅)へ



※網掛けは、津波による想定浸水状況を表している。



⑧ 備蓄物品管理表

災害発生時に備えて、校内に備えてあるものを、書き出しましょう。（項目ごとに整理する）

	備蓄品名	数量	保管場所	使用期限	管理責任者	確認日
救急 救助 用品	応急手当セット	3	保健室		多田 早希	
	担架	1	職員玄関		多田 早希	
	簡易ベッド	2	保健室		多田 早希	
	毛布	6	保健室		多田 早希	
安全 確認 ・ 誘導 用 備品	ロープ	2	倉庫1		松葉真裕美	
	ハンマー	3	農具倉庫		松葉真裕美	
	バール	3	農具倉庫		松葉真裕美	
	シャベル	5	農具倉庫		松葉真裕美	
	つるはし	3	農具倉庫		松葉真裕美	
	ハンドマイク	2	職員室		松葉真裕美	
人員 点呼 用 備品	懐中電灯	2	職員室		岡部 祥子	
	予備乾電池	10	職員室		岡部 祥子	
情報 収集 ・ 通信 用 備品	トランシーバ	6	職員室		松葉真裕美	
	無線機	3	職員室		松葉真裕美	
消火 設備 品	消火器	35	校舎内各所		松葉真裕美	
飲料 用 備品						
その 他	ブルーシート	3	男子更衣室		土壁 文雄	
	車イス	1	倉庫2前		土壁 文雄	

## ⑨ 地震・津波発生時の緊急対応マニュアル

### (1) 地震が発生したら

**学校内** 教室，特別教室……頭部を保護，机の下にもぐり，机の脚をしっかりと持つように指示，出口の確保，火災等二次災害の防止  
廊下，トイレ，体育館等……ガラス等からは素早く離れる，頭部を保護  
運動場……できるだけ周りの開けたところでしゃがむ，地割れに注意

○地震発生時，机の下で頭部を保護する時には，机が転倒しないように対角の脚を保持しなければならない。また，窓やガラス付きロッカーなどに近い席の者には，ガラス飛散から頭部を保護するために机の下においても，ガラスに対し背を向けさせる。

○安全な場所とは，物が落ちてこない，物が倒れてこない，移動してこないところであり，地震発生時にはこれらの場所から即座に離れるように指導しておく。（建物内の安全な所は机の下）

**登下校中** 徒歩……揺れている間は，姿勢を低くし頭部および上半身を保護する。  
建物，ブロック塀，窓ガラス，自動販売機等から離れる。  
スクールバス……ゆっくり減速し，左側路肩にバスを止め，エンジンを停止  
生徒はバスから降りて，運転手の指示に従う。  
自転車……すぐに停車し，自転車から降りる。  
行動は徒歩と同じ（場合によったら自転車はあきらめる）  
自家用車……ゆっくり減速し，あわてず左側路肩に車を止め，エンジンを停止

**家にいる時** 部屋の中で……大きな家具や本棚が倒れ，額縁などが落下することがあるので，丈夫なテーブルや机の下にかくれる。布団の中とか。  
外にいたら……物の近くを歩いている時は，ガラス窓，看板などの落下物に注意し持ち物で頭をカバーし，身を守れる場所に逃げる。  
ブロック塀や自動販売機からは離れる。  
山の中にいたら……がけの上や下から離れる。

### ○地震発生時の教職員の指示と生徒の行動

場 所	教 職 員 の 指 示	生 徒 の 行 動
普通教室	「机の下にもぐりなさい。」 「姿勢を低くして，机の脚をつかみなさい。」	・机の下にもぐる等，身の安全を守る。 ・部屋の中央に集まり，姿勢を低くして頭部および上半身を保護する。
特別教室	理科室 家庭科室 音楽室 美術室 技術室 PC室 図書室等 ※ 調理中なら火を消す。揺れが大きい場合は，火・湯から離れるように指示。 ※ 実験中なら薬品から離れる。 ※ 教室の状況に応じて具体的に指示をする。 ○ 食器棚，図書本棚の転倒防止金具の設置	・アルコールランプ等の火を消す。 ・机の下にもぐる等，身の安全を守る。 ・理科準備室では，薬品，実験用具が入っている棚から離れる。 ・食器等が入っている棚から離れる。 ・パソコンのディスプレイ等の落下に注意する。 ・本棚から離れる。

体 育 館	「体育器具や窓ガラスから離れて、中央に集まりなさい。」 ○天井や窓等の損壊状況に注意する	・天井や窓からの落下物、体育器具の転倒などに注意し、安全な場所に集まる。
運 動 場	「校舎、フェンス、サッカーゴールなどから離れて、姿勢を低くしなさい。」	・窓ガラスの飛散や校舎外壁の損壊、バックネットの倒壊に注意する。 ・できるだけ広い所に集まり、姿勢を低くする。
廊下・階段	「しゃがんで、頭を守りなさい。」 ※移動できるようであれば、教室に入れ、机の下にもぐらせる。	・しゃがんで頭を守る。 ・窓ガラスから離れる。 ・近くの教室に入り、机の下にもぐる。
校外活動中	・状況の把握と的確な指示 ・倒壊物、落下物への注意、指示 ・乗り物に乗車中の場合は、乗務員の指示に従う。 ・施設利用時は、係員の指示に従う。	・姿勢を低くし、頭部および上半身を保護する。 ・建物、ブロック塀、窓ガラス等から離れる。 ・パニックを起こさないよう声かけをして、安心させる。

**\*教職員の対応における留意事項**

- ・的確な指示 ・生徒の人数確認 ・声かけ等で生徒の不安の除去
- ・余震、二次災害への対応

**\*教職員と生徒が離れている場合の対応（休み時間、放課後、登下校中など）**

- ・分散して校舎内を巡回し、生徒の安全を確保する。生徒の人数を確認する。生徒をより安全な場所へ誘導する。負傷者がいる場合は応急手当をする。

## (2) 揺れがおさまったら

動くことが出来る（揺れがおさまったら）ようになったら、津波が来ることを想定し、できるだけ早く高台へ逃げる。

近い将来、南海トラフ巨大地震が起これり、海岸に短時間のうちに大津波が来襲する可能性が高いと考えられている。津波の高さは10メートル以上と想定されており、日和佐中学校区でも津波防災への備えを十分に行う必要がある。

- 1分以上、3分程揺れたら間違いなく津波がやってくることを自覚しておく。
- 「地震の揺れが数分続いたとすれば、間違いなくプレート境界地震です。反射的に津波が来ると考えて避難すれば助かります。」【避難すれば助かる】ことを徹底的に指導する。
- 津波の恐れがあるときに、どこに避難すればよいかを決めておき、実際のときにすみやかに避難できるようにする。
- 地震のとき火災を出さないこと、津波のときは早く避難することが効果的である。



**学校内**

**○避難誘導時の教職員の指示と生徒の行動**

場 所	教 職 員 の 指 示	生 徒 の 行 動
校 舎 内 体 育 館 運 動 場	※安全が確認されるまでその場を動かない。 「お、は、し、も を守って、高台へ避難しなさい。」 「おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない」を徹底	※教職員がそばにいる場合は、教職員の指示に従う。休み時間や放課後等、生徒のみの場合は、ガラス等飛散物に注意しながら、一番近い出口より避難場所に向かう。
校外活動中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・揺れがおさまったら、場所によって情報を集めながら安全な場所へ避難の指示</li> <li>・津波被害の危険性のある地域では、速やかに高台へ避難する。</li> <li>・生徒の不安を取り除く声かけ</li> <li>・人員の確認</li> <li>・負傷者の確認と応急手当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員等の指示に従って高台へ避難する。</li> <li>※あらかじめ確認しておく事項</li> <li>・その地域の緊急避難場所</li> <li>・家庭、学校への連絡方法</li> <li>※状況に応じて、地域の方に助けを求める。</li> </ul>
在宅中の対応		<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族で決めている場所へ避難する。</li> <li>・津波に備えて速やかに高台へ避難する。</li> <li>※生徒の安否確認</li> <li>・自宅等での確認</li> <li>・避難場所等の確認</li> </ul>

**○授業中など教職員が生徒のそばにいる時（集団避難）**

- 校舎内にいる生徒は上靴のまま避難する。  
(校舎内にいる場合、可能な限り防災ヘルメット・バッグ等で頭を保護する)
- 各学級教室前で2列に整列，点呼終了後，生徒玄関へ移動する。
- 一度校門前に集合し，避難場所1（高規格道路）へ避難する。
- 声かけ等で生徒を落ち着かせる。
- 先頭は学級担任（または教科担任），最後尾は副担任
- トイレ，教室，体育館等に生徒が残っていないか確認  
(2F：小池，1F：下川，体育館：田穂，避難最後尾：小池，下川，田穂)
- 先頭になる学年は，集合場所まで避難し，他の学年もその後について整列する。  
(避難場所で，状況に応じて集合させ点呼する。)
- 自分の命を守るために整然と避難させる。
- 日和佐道路避難場所で，生徒の人数を確認する。
  - ・担任人員確認→教頭に一次報告（○年○組計何名います）→校長に一次報告
  - ・担任は，名簿と生徒を1対1対応で確認→教頭に二次報告→校長に二次報告
- 負傷者の確認と応急手当
- お（おさない）は（はしらない）し（しゃべらない）も（もどらない）を徹底する。
- 教職員は，日常的にIDカード（生徒原簿の写し）を首に掛けておく。  
(教頭は全校生徒分，他は担当する学年・学級の分)
- 関係機関への連絡
- 揺れの程度，大津波警報の予想津波高等考慮し，今後の避難について方針を決定する。

## ○休み時間など教職員と生徒が離れている時（各自避難）

安全に注意しながら校門へ率先して避難（ばらばらに避難）し、学年ごとに集合整列をする。人員を確認した後、日和佐道路（避難場所1）へ避難する。

○休み時間における地震発生にも対応できるよう、校舎内・運動場などどの場所においても避難できるように、あらゆる場所からの避難について指導しておく。

○自分の判断で避難する時は、自分にとるべき行動を考え、はっきり理解して、そして実行に移す。自分の命は自分で守るために最善を尽くす。

○お・は・し・も徹底。

○靴は脱がない。（脱げた状態では歩かない）

○避難場所に避難した後は、集団避難と同じ要領。

## 登下校中

○学校内にいるときはもちろん、登下校中や在宅中も地震が発生した場合には、近くの山、高台、高い建物などおうちの人と決めているような高く安全な場所に即座に避難するように指導しておく。この高さでよいということはなく、できる限り高いところを目指すように指導しておく。

○【避難すれば助かる】ことを徹底して伝える。

徒 歩 ……現在地から一番近い高台へ、走って逃げる。

役場裏山、薬王寺、城山などの高台

○倒壊物への注意（塀、看板、電信柱、電線、自動販売機等）

○避難場所（高台）の確認、保護者と生徒の共通認識

スクールバス…生徒はバスから降りて、運転手の指示に従う。

現在地から一番近い高台へ、走って逃げる。

自 転 車 ……現在地から一番近い高台へ、走って逃げる。

（自転車での避難は状況を見て）行動は徒歩と同じ

自家用車 ……ドアはロックせず車のエンジンキーはつけたまま、歩いて避難が原則

## 家にいる時

○いざというときどこへ避難するか決めておく（全校生徒の情報を把握しておく）外で遊んでいる場合、すぐに高台へ避難することが必要です。日頃から、緊急時に避難できる高台を決めておく（知っておく）ことが重要です。また家族とばらばらにいる時も、大きな地震の後は、とにかく高台へ自分で逃げる、まわりの友達や大人と声をかけながら高台へ向かいましょう。

部屋の中で…道路や、建物の損壊状況に注意しながら、すぐに高台へ避難

（非常用持ち出し袋等の準備を日頃からしておく）

外にいたら…道路や、建物の損壊状況に注意しながら、すぐに高台へ避難

特に海岸や港、浜で遊んでいた場合すぐに海岸から離れる

山の中にいたら…道路や、建物の損壊状況に注意しながら、安全な高台に避難

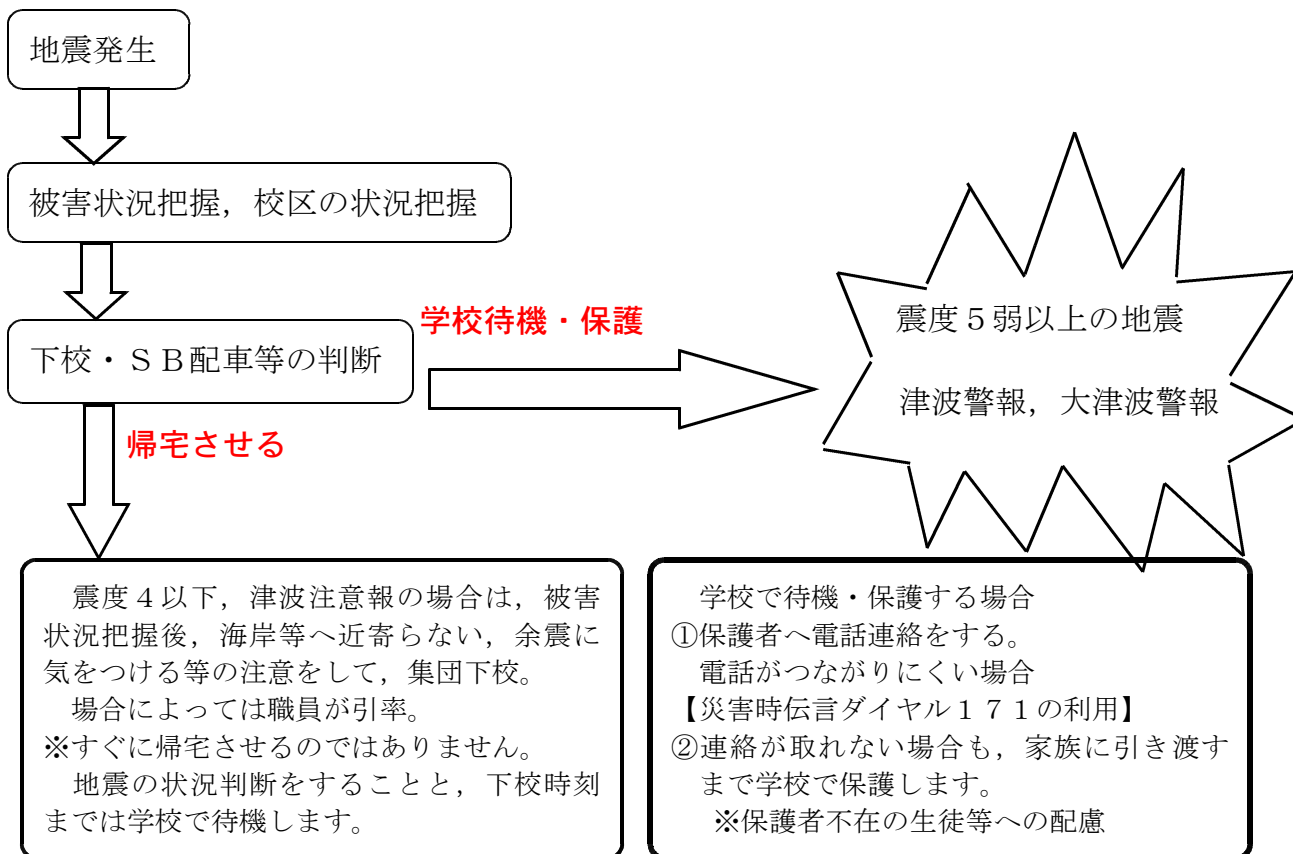
### (3) 避難場所及び避難経路



- <判断ポイント1>**
- ① JRと国道の高架橋が落ちていないか
    - 落ちていない → Aコース 避難場所1へ
    - 落ちている → Bコース 避難場所1へ
  - 避難場所1 (高規格道路入口の広い歩道)
  - ② 避難時間に余裕がない場合 → 避難場所5へ (大久保団地4階)
- <判断ポイント2>**
- ① 避難時間に余裕がない場合 → 避難場所4へ (付近の山や高台の住宅)
- <判断ポイント3>**
- ① 避難時間に余裕があるか
    - ない → 避難場所2へ (高規格道路の高台)
    - ある → 避難場所3へ (阿南支援学校ひわさ分校)

#### (4) 生徒の保護者への引き渡し

学校管理下において地震が発生し、津波の襲来が予想され、生徒の帰宅が困難であると学校が判断した場合は、学校で保護し、家庭へ連絡後家庭からの迎えにより引き渡すことになる。しかし、大津波警報発令中であつたり、たとえ大津波警報が発令されていない場合でも、揺れの程度等から大津波が襲来してくると判断し場合は、引き渡しをせず、生徒を保護し、安全確保に万全を期す。その場合は、迎えに来た保護者にも、共に避難するよう呼びかけ、我々と共に行動するよう協力を求める。



#### ○ 引き渡し方法

- (1) 生徒は, 余震等も考え避難場所に待機します。(校舎や, 体育館等の損壊がなく安全であれば, 教室や体育館の場合もあります。)
- (2) 保護者や家族は, 原則として徒歩(自転車)で来てください。交通状況に問題がなければ, 自家用車でも構いません。
- (3) 生徒の引き渡しは, 『生徒引き渡しカード』で確認をしながら確実に引き渡せるようにします。

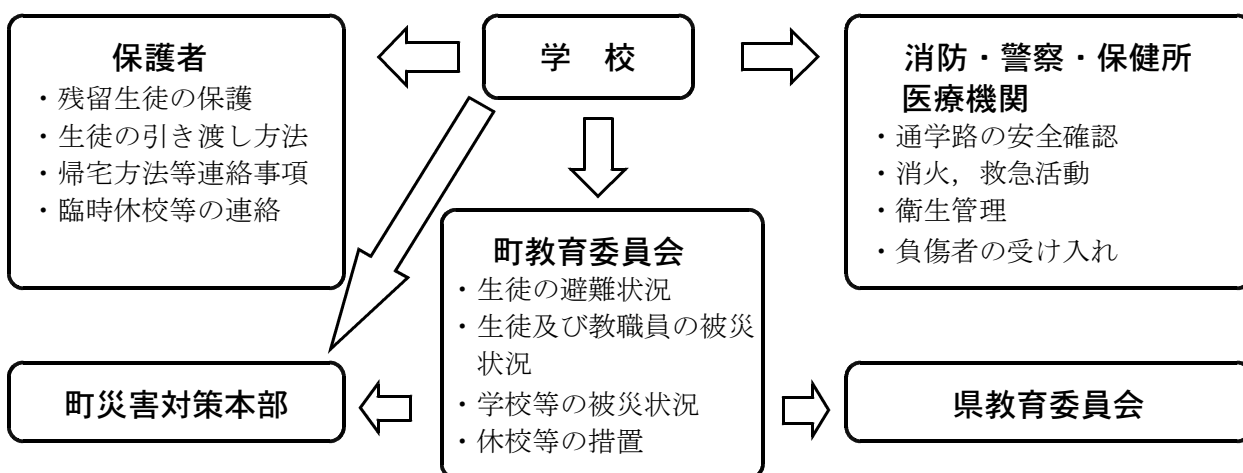
(災害時は混乱するため一人一人チェックさせていただきます。)



### (5) 生徒が在宅中の対応

	教職員の対応	生徒の対応・留意点
地震発生		・姿勢を低くし、頭部および上半身を保護する。
避難		・すぐに高台へ避難する。日頃から緊急時に避難できる高台を決めておく。 ・家族ばらばらにいる時も、大きな地震の後は、とにかく高台へ自分で逃げる。
学校へ参集 (教職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度5弱の地震が起こった場合は、管理職を含め1～2名が参集</li> <li>・震度5強以上の地震が起こった場合は、管理職を含め教職員の半数以上が参集</li> <li>・学校が避難所となった場合は、原則として全教職員が参集</li> </ul>	
生徒の安否確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅及び避難所での安否確認</li> <li>・教職員の安否確認</li> <li>・地域別生徒名簿、自宅の把握</li> </ul>	
校内施設の被害状況の確認	・管理職等	

### (6) 関係機関への連絡体制



## (7) 学校における対策組織・体制

### ○学校災害対策本部

名称	担当	主な対応
総括本部	校長 教頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況を把握し、避難の実施方法を決定</li> <li>避難経路の安全性を確認後、避難指示</li> <li>二次災害の情報収集、非常持ち出し品の搬出</li> <li>負傷者の救出、行方不明者の捜索</li> <li>教育委員会、町役場等関係機関への連絡</li> </ul>
生徒対応班	各学級担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒の安全を確保し、生徒への的確な指示（お、は、し、も等）</li> <li>生徒の負傷の有無、負傷の程度、避難時の安全確認</li> <li>各学級の人員確認</li> <li>負傷者及び行方不明者の確認</li> <li>本部への連絡</li> <li>保護者への連絡</li> </ul>
避難誘導 救護班	養護教諭 事務主事	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒対応教員から生徒及び教職員の被害状況を聞き取り本部に報告</li> <li>救助を必要とする者の確認及び応急手当の実施</li> <li>負傷者の救出、行方不明者の捜索</li> <li>医療機関への連絡</li> </ul>

### ○休日・夜間の震災時における参集体制

配備体制	配備基準	参集体制
第1配備（警戒体制）	津波注意報が発表 震度4の地震が発生	情報収集に当たる
第2配備（厳重警戒体制） 必要に応じ災害対策本部 設置	津波警報が発表 震度5弱の地震が発生	管理職を含め、校長が指定する 教職員1～2名を配備
第3配備 学校災害対策本部設置	震度5強以上の地震発生 大津波警報が発表	管理職を含め教職員の半数以上を 配備
避難所支援班の設置	学校に避難所設置	原則として教職員の全員を配備 ※勤務校参集が不可能な場合、最寄りの 県立または市町村立学校へ

## (8) 南海トラフ地震臨時情報への対応

①巨大地震警戒対応A（半割れ、津波浸水または土砂災害の可能性の高い場合）

	臨時情報の発表が学校の時間内	臨時情報の発表が学校の時間外
<b>緊急地震速報 大津波警報 津波警報 等への対応</b>	P17～19 地震・津波発生時の緊急対応マニュアル参照 STEP1 生徒の安全確保 STEP2 避難 STEP3 避難後の生徒の安全確認 STEP4 避難した後の学校の対応 STEP5 保護者への生徒の引き渡し	P20 地震・津波発生時の緊急対応マニュアル参照 STEP1 安全な方法で関係する教職員は学校へ参集 STEP2 教職員が参集した後の学校の対応
<b>臨時情報 (調査中)</b> 警戒対応の準備  <b>【地震発生 5～30分】</b>	<b>基本対応の確認</b> ○地震関連の情報収集 ○生徒の安全確保 ○教職員の状況把握 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制（避難場所、避難所、備蓄）の確認	<b>基本対応の確認</b> ○関係職員の参集 ○地震関連の情報収集 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制（避難場所、避難所、備蓄）の確認
<b>臨時情報 (巨大地震警戒)</b>  <b>国からの呼びかけ</b> (避難等の呼びかけ)  <b>警戒対応の開始</b> <b>臨時休業</b>  <b>【最短 2 時間後】</b>  <b>【約 1 日後】</b> <b>【随時】</b>	<b>南海トラフ地震対策臨時職員会議の開催</b> ○学校の臨時休業等の判断 ○生徒の安全確保・安否確認 ○保護者への引き渡しと今後の対応を周知 ○生徒・保護者との連絡体制の確保 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応  ○臨時休業の期間中に、教育活動再開に向けての検討・準備 ・指導計画の見直しと指導体制等の検討 ・地域連携体制の確認	<b>関係教職員の参集・対策会議</b> ○学校の臨時休業等の判断 ○生徒・保護者への対応を周知 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応
<b>国からの呼びかけ</b> (避難等の解除、注意する措置の呼びかけ)  <b>注意対応の開始</b> <b>学校再開</b> <b>【1 週間後】</b> <b>【随時】</b>	<b>臨時の職員会議（学校再開に向けての検討）</b> ○地震関連の情報収集し、学校再開の検討・判断 ○生徒の状況把握、学校施設の安全確認、生徒の通学路等の安全確保 ○関係機関・市町村・県教委との連携・協議 ○生徒・保護者へ学校再開について連絡 ○県教委への報告  ○注意対応の維持と地震情報の収集 ○生徒の心身状態、家庭状況の把握 ○各校の状況に応じた教育活動の再開	
<b>注意対応の解除</b>	○平常の学校活動の継続	

②巨大地震警戒対応B（半割れ、津波浸水または土砂災害の可能性の低い場合）

	臨時情報の発表が学校の時間内	臨時情報の発表が学校の時間外
<b>緊急地震速報への対応</b>	P17～19 地震・津波発生時の緊急対応マニュアル参照 STEP1 生徒の安全確保 STEP2 避難 STEP3 避難後の生徒の安全確認 STEP4 避難した後の学校の対応 STEP5 保護者への生徒の引き渡し	P20 地震・津波発生時の緊急対応マニュアル参照 STEP1 安全な方法で関係する教職員は学校へ参集 STEP2 教職員が参集した後の学校対応
<b>臨時情報（調査中）</b> 警戒対応の準備  <b>【地震発生 5～30分】</b>	<b>基本対応の確認</b> ○地震関連の情報収集 ○生徒の安全確保 ○教職員の状況把握 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制（避難場所、避難所、備蓄）の確認	<b>基本対応の確認</b> ○関係職員の参集 ○地震関連の情報収集 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制（避難場所、避難所、備蓄）の確認
<b>臨時情報（巨大地震警戒）</b>  <b>国からの呼びかけ</b> （避難等の呼びかけ）  <b>警戒対応の開始</b> <b>臨時休業</b>  <b>【最短 2 時間後】</b>  <b>【約 1 日後】</b> <b>【随時】</b>	<b>南海トラフ地震対策臨時職員会議の開催</b> ○学校の臨時休業等の判断 ○生徒の安全確保・安否確認 ○保護者への引き渡しと今後の対応を周知 ○生徒・保護者との連絡体制の確保 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応	<b>関係教職員の参集・対策会議</b> ○学校の臨時休業等の判断 ○生徒・保護者への対応を周知 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応
	○臨時休業の期間中に、教育活動再開に向けての検討・準備 ・指導計画の見直しと指導體制等の検討      ・教育相談体制の補充 ・地域連携体制の確認      ・対応状況の記録と報告	
<b>学校再開</b> <b>警戒対応の継続</b> <b>【3 日後】</b>  <b>国からの呼びかけ</b> （避難等の解除、注意する措置の呼びかけ）  <b>注意対応の開始</b> <b>【1 週間後】【随時】</b>	臨時の職員会議（学校再開に向けての検討） ○地震関連の情報収集し、学校再開の検討・判断 ○生徒の状況把握、学校施設の安全確認、生徒の通学路等の安全確保 ○関係機関・市町村・県教委との連携・協議 ○生徒・保護者へ学校再開について連絡      ○県教委への報告	
	○注意対応の維持と地震情報の収集 ○生徒の心身状態、家庭状況の把握 ○各校の状況に応じた教育活動の再開	
<b>注意対応の解除</b>	○平常の学校活動の継続	

③巨大地震警戒対応C（一部割れ， ゆっくりすべりの場合）

	臨時情報の発表が学校の時間内	臨時情報の発表が学校の時間外
<b>臨時情報 (調査中)</b> 警戒対応の準備  <b>【地震発生 5～30分】</b>	<b>基本対応の確認</b> ○地震関連の情報収集 ○生徒の安全確保 ○教職員の状況把握 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制（避難場所，避難所， 備蓄）の確認	<b>基本対応の確認</b> ○地震関連の情報収集 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制（避難場所，避難所， 備蓄）の確認
<b>臨時情報 (巨大地震注意)</b>  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;"> <b>国からの呼びかけ</b>                      (注意する措置の                      呼びかけ)                 </div> <b>注意対応の開始                      学校活動の継続</b> <b>【最短 2 時間後】</b>  <b>【随時】</b>	<b>南海トラフ地震対策臨時職員会議の開催</b> ○学校の教育活動継続の判断 ○生徒の安全確保・安否確認 ○保護者へ今後の対応を周知 ○生徒・保護者との連絡体制の確保 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応	<b>関係教職員の参集・対策会議</b> ○学校の教育活動継続の判断 ○生徒・保護者への対応を周知 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の 確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応
	○注意対応をとりながら，学校活動を継続	
<b>【1 週間後】【随時】</b>  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;"> <b>国からの呼びかけ</b>                      (注意する措置解除)                 </div> <b>注意対応の解除</b>	○平常の学校活動の継続	

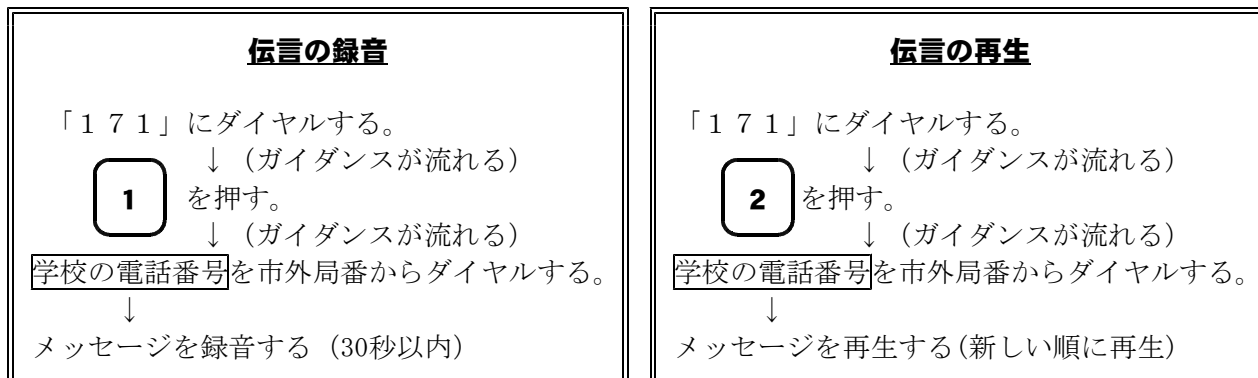
## (9) 避難所としての学校の対応

避難所運営の流れ	留意事項
町防災担当職員の参集 学校災害対策本部の設置 避難所支援班の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町災害対策本部はコンピュータ室に設置</li> <li>・避難所支援班の構成人数及び役割分担の決定</li> <li>・地域の自主防災組織や町防災担当職員との協力体制の確立</li> <li>・学校医，地域医師会との連携</li> </ul>
施設等開放区域の明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長室，職員室，保健室等の管理運営上必要な場所や危険なものがある特別教室は開放しない。</li> <li>・お年寄りや障害のある人への優先的配慮</li> <li>・決めておいた優先順位によって施設等を開放 (①図書室 ②体育館 ③音楽室 ④家庭科室…)</li> <li>・立ち入り禁止区域の明示</li> <li>・緊急車両等の駐車スペースの確保</li> </ul>
避難者の誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所使用のマナーと一般的注意の徹底</li> <li>・担当者による誘導</li> <li>・自家用車は，原則乗入禁止</li> </ul>
救護物資の調達配給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配給時におけるトラブルの回避</li> <li>・食料，医療物資等の町対策本部への要請</li> <li>・お年寄り，障害のある人や非常持ち出し品の無い方への優先・食事，救援物資の配給経路の把握</li> </ul>
衛生環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレの設置</li> <li>・ゴミの収集場所の管理</li> <li>・食中毒や伝染病等，衛生面への配慮</li> </ul>
仮設テントの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急車両の進入の妨げとならない場所に</li> </ul>
避難所運営組織作りへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営本部長，副本部長との連携</li> <li>・班編成，班長会議への支援</li> <li>・避難所生活の基本的ルールについての支援</li> </ul>
ボランティアの受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門ボランティアにコーディネートを依頼</li> <li>・活動拠点の設置</li> <li>・災害ボランティアセンターとの連携</li> </ul>
炊き出しへの協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用可能な調理具等の提供</li> <li>・献立，衛生管理についての支援</li> </ul>
避難者の名簿作り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として入所時に記入（氏名，性別，年齢，住所等）・速やかな名簿の作成と更新</li> </ul>
情報連絡活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者用緊急電話の設置依頼</li> <li>・メディアを活用した情報収集</li> </ul>
自主防災組織への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営が避難住民の自治組織に移行した後は，教職員は側面からの支援を行う</li> </ul>

## (10) 災害用伝言ダイヤル「171」

NTT災害用伝言ダイヤルは、地震（震度6以上）などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、電話がつながりにくい状況になった場合にサービスが稼働されます。

地震発生後にテレビやラジオなどで「171」サービス開始の報道があり、その後利用することができます。事前契約は不要であらゆる電話での利用が可能です。



※公衆電話は、緊急の通話を確保するため、災害時には優先電話になります。

※日和佐中学校の電話（77-0076）も、災害時優先電話になっています。

※その他に、携帯電話にも災害時伝言板サービスがあります。

## ⑩ 火災発生時の対応マニュアル

### (1) 自衛防火活動

(ア) 火災を発見した者は職員室に連絡し、連絡を受けた者は、直ちに消防機関に通報するとともに放送設備等を活用し、緊急放送等を行う。

(イ) 消火班は、火災発生の覚知と同時に発災場所に急行し、屋内消火栓及び消火器等を使用し、延焼拡大防止を主眼とした消火活動を行う。

消火班は、年度始めに「消火機器配置図」を作成し、発火時に速やかに防火活動が行えるようにする。

(ウ) 避難誘導は、あらかじめ定められた避難経路により行う。避難誘導班は、避難経路については、年度始めに「避難経路図」を作成し、発火時に速やかに避難誘導ができるようにしておく。生徒の避難誘導の在り方については、別表3「避難時の基本行動」とおりとする。

(エ) 防護安全班は、建物、火気使用設備器具及びガス等について、次の安全措置を講ずる。

- ① 避難終了後の防火扉の確認
- ② 給食室、家庭科室及び理科室のガス栓の閉鎖及びガズボンベ等危険物の安全な場所への移動
- ③ 暖房施設等の使用停止措置及び危険施設の安全措置

(オ) 救助班は、発生と同時に次の活動を行うものとする。

- ① 生徒等の避難開始と同時に、校内を巡回し残留者の有無を確認する。
- ② 残留者がいた場合は、安全な階段を使用する等、適切な方法により救助に当たる。

(カ) 救護班は、次の活動を行うものとする。

- ① 自衛防災本部と併設して救護所を設ける。
- ② 負傷者の応急措置を行うとともに、学年、氏名、負傷程度等を記録し、本部に報告する。

(キ) 搬出班は、次の活動を行うものとする。

- ① 非常持ち出し、重要物品の搬出準備を行うとともに、搬出に当たる。
- ② 耐火金庫内の公簿等は搬出しない。鎮火後は金庫が冷えるまで絶対に開けない。
- ③ 搬出物品の管理を行う。

(ク) 休日、夜間における防火活動

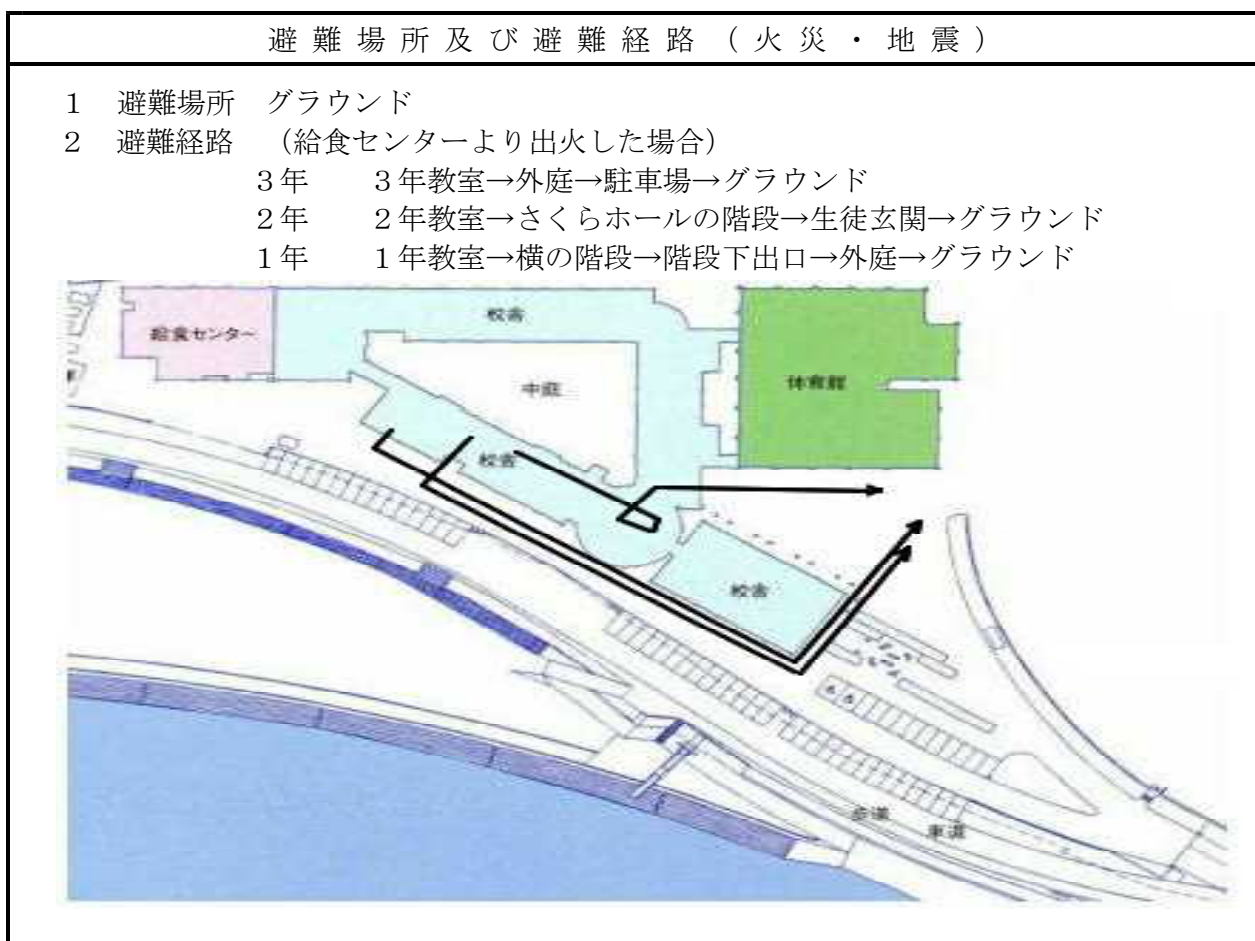
職員は次の活動を行うものとする。

- ① 火災を発見した場合は、消防機関へ連絡するとともに、職員連絡網により、関係者への連絡を行う。
- ② 消火器等を利用し、初期消火活動を行う。
- ③ 火災の状況により、定められた「非常持出品」の搬出に当たる。

(ケ) 生徒等の避難誘導は担任又は教科担任が行うが、上の各班の業務分担は臨機応変に対応する。



## (2) 火災発生時の避難経路



※) 避難経路は、複数選定しておくことが望ましい。

## (3) 避難時の基本行動

災害種別等	生徒の基本行動
授業中校内火災	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 すべての活動をやめて、静かに放送を聞く。</li> <li>2 教師の指示があるまでは、勝手な行動をしない。 （上ぐつを、きちんとはく。）</li> <li>3 教師の指示で、ハンカチを持ち、静かにすばやく廊下に並ぶ。（学用品等は持たない。）</li> <li>4 煙が出ている場合は、姿勢を低くしてハンカチを口と鼻にあてる。</li> <li>5 お・は・し（「おさない」「はしらない」「しゃべらない」）の原則で行動し、特に階段においては絶対に前の人を押さない。</li> <li>6 外に出たら、教師を先頭にはや足で行動し、集合場所では整列して座って指示があるまで待つ。</li> </ol>
休憩中校内火災	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 校舎内にいる場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 放送及び教師の指示をよく聞き、指示通り静かに行動する。</li> <li>② 避難の途中で教室等に引き返さない。</li> </ol> </li> <li>2 校舎外にいる場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 放送及び教師の指示に従い、決められた集合場所に学級ごとに整列し、座って担任教師の来るのを静かに待つ。</li> </ol> </li> </ol>

⑪ 河川はん濫時の対応（基本対応及びその流れ）

**1 注意体制**（警戒レベル2相当に該当する場合）

- ・洪水注意報（日和佐川はん濫注意情報）発表
- ・日和佐川がはん濫注意水位に到達（月輪観測所 **はん濫注意水位 3.3m**）

**STEP 1 生徒の下校の判断**

管理職	・授業を継続すれば、生徒の下校が不可能になる状況と判断される場合通学路の安全確認及び交通機関の運行状況をもとに、校長が判断する。 （生徒を下校させる ・ 生徒を学校に待機させる）
教職員	・第1非常体制をとる。 ・総括は、テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁レーダーナウキャスト、川の防災情報）等で最新の情報を収集する。

**2 警戒体制**（警戒レベル3相当に該当する場合）

- ・高齢者等避難の発令（美波町）
- ・洪水警報（日和佐川はん濫警戒情報）発表
- ・日和佐川が避難判断水位を超過（月輪観測所 **避難判断水位 3.3m**）

**STEP 2 生徒の避難の判断**

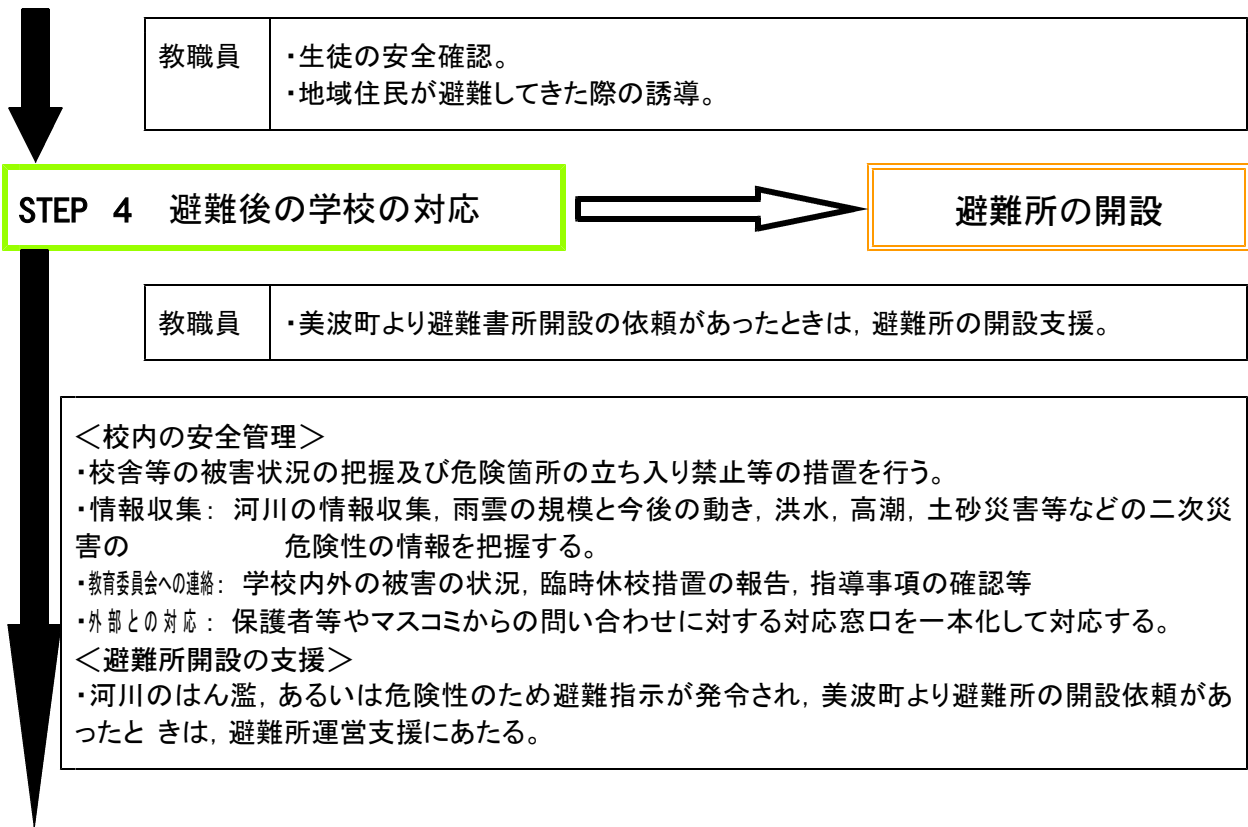
一次避難場所 高規格道路の高台  
二次避難場所 阿南支援学校ひわさ分校

管理職	・避難経路の安全確認をしながら、避難を開始する。 ・避難経路の安全確認ができない場合は、生徒を校舎内の高台へ避難させる。 ・避難した場合は、教育委員会へ連絡する。
教職員	・第2非常体制をとる。 ・対策本部は、各業務分担に応じて対応する。

**3 非常体制**（警戒レベル4相当に該当する場合）

- ・避難指示の発令
- ・日和佐川のはん濫危険情報発表
- ・日和佐川がはん濫危険水位を超過（月輪観測所 **はん濫危険水位 3.7m**）

**STEP 3 避難後の安全確保**



**STEP 5 保護者への生徒の引き渡しについて**

<b>管理職</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川のはん濫等で帰宅することができない生徒を学校内で待機させている場合，避難場所に避難した場合の対応については，洪水が収まり，各種警報等も解除され，通学路及び避難経路の安全及び交通機関の運行状況について慎重に確認した上で，校長が判断する。</li> <li>（ 学校・避難場所で継続して待機させる ・ 保護者へ引き渡す ）</li> </ul>
------------	--

\* 在校時や登下校中などの具体的な対応については、「警報発令時の対応について」を参照

■情報収集

収集する情報	収集方法
<b>気象情報</b>	テレビ，ラジオ，電話 インターネット ・徳島気象台HP <a href="https://www.deta.jma.go.jp/tokushima/">https://www.deta.jma.go.jp/tokushima/</a> ・気象庁レーダーナウキャスト <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/">https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/</a>
<b>洪水予報 水位到達情報</b>	インターネット ・国土交通省(川の防災情報) <a href="https://www.river.go.jp/">https://www.river.go.jp/</a> ・国土交通省(川の水位情報) <a href="https://www.river.go.jp/">https://www.river.go.jp/</a> ・徳島県水防情報 <a href="https://www.kasen.pref.tokushima.lg.jp">https://www.kasen.pref.tokushima.lg.jp</a> ・徳島県土砂災害情報 <a href="https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp">https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp</a> 美波町防災アプリ

避難情報	○高齢者等避難、避難指示 テレビ, ラジオ, インターネット, 緊急速報メール
------	--

### ■安全に避難するための備え

項目	準備物
情報収集・伝達	ラジオ, タブレット, 携帯電話, 拡声器
避難誘導	名簿, 携帯電話, 懐中電灯, 拡声器 一時避難のための食糧・水・防寒着・雨具

### 注意報・警報が発表された・洪水等が発生した場合の対応・避難場所及びその判断基準

	判断基準	避難場所・避難経路・判断基準等
<b>1 注意 体制</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水注意報 (日和佐川はん濫注意情報)</li> <li>・日和佐川がはん濫注意水位に到達 (月輪観測所 はん濫注意水位3.3m)</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○状況に応じて生徒を下校させる。</li> <li>○生徒を学校に待機させる。</li> </ul>	生徒を下校させる場合の判断基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業を継続すれば, 生徒の下校が不可能になる状況と判断される場合。</li> <li>・生徒の状態が落ち着いている。</li> <li>・通学路の安全が確保されている。</li> <li>・公共交通機関が支障なく運行している。</li> </ul>
<b>2 警戒 体制</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備情報・高齢者等避難開始の発令(美波町)</li> <li>・洪水警報(日和佐川はん濫警戒情報)</li> <li>・日和佐川が避難判断水位を超過 (月輪観測所 避難判断水位3.3m)</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難させる。</li> <li>○避難経路の安全確認ができない場合は, 生徒を校舎2階へ避難させる。</li> </ul>	生徒を避難させる場合の判断基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の状態が落ち着いている。</li> <li>・避難経路の安全が確保されている。</li> </ul>
<b>3 非常 体制</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告または避難指示(緊急)の発令</li> <li>・日和佐川のはん濫危険情報発表</li> <li>・日和佐川がはん濫危険水位を超過 (月輪観測所 はん濫危険水位3.7m)</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難場所での安全確保</li> </ul>	避難場所への避難(校舎2階) <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>1 避難場所 校舎2階の指定教室</p> </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>2 避難場所の割り振り 1, 2年生: 各教室 3年生 : 多目的教室1</p> </div>



## (2) 風水害が発生した場合の情報収集のための機器や方法

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
インターネット 気象庁レーダーナウキャスト	職員室に設置，常時起動，注意報警報発令時は随時チェックする。	教 頭
ラジオ	職員室に設置，注意報警報発令時はラジオをつける。	教 頭
テレビ	〃	教 頭
携帯電話（すだちくんメール）	各教職員で受信	教職員
災害無線情報	職員室に設置，自動受信	事務主事

## (3) 生徒が学校にて警報が発令された場合の下校の判断

- 授業を継続すれば，生徒の下校が不可能になると判断される状況が生じた場合，通学路の安全確認及び交通機関の運行状況をもとに，校長が判断する。

対 応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
生徒を下校させる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の状態が落ち着いている。</li> <li>・通学路の安全が確保されている。</li> <li>・公共交通機関が支障なく運行している。</li> </ul>
安全が確認されるまで生徒を学校に待機させる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路の安全が確保されていない。</li> <li>・公共交通機関の運行に支障がある。</li> </ul>

## (4) 保護者への連絡方法

- 洪水・土砂災害等が発生した場合に生徒を下校させる，あるいは学校に待機させている情報を，保護者へ連絡する方法について。

連絡決定責任者：校長	担当者：各HR担任
連絡方法・手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭環境調査による電話連絡</li> <li>・電子メール（「マチコミメール」）を利用した一斉送信</li> <li>・学校のホームページに緊急情報として掲載する。</li> </ul>
連絡が取れない場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡が取れるまで，生徒は学校に待機させる。</li> </ul>

## (5) 保護者への引き渡しについて

地震・津波編に同じ。

⑬ 避難所運営支援

(1) 避難所運営支援の基本的流れと期間

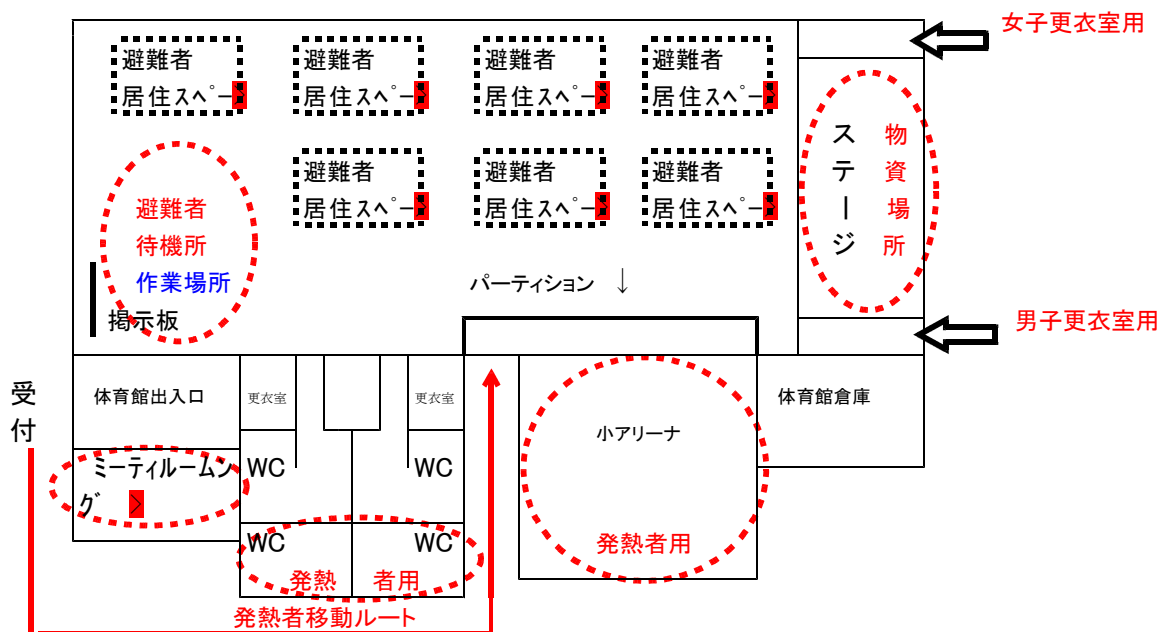
大災害が発生し、学校が被災・学校が地域の避難所となった場合

避難所運営支援	被災後	避難者が学校へ避難	(1) 避難所の開設
	被災後	2日程度	(2) 避難所運営委員会の開催
	被災後	3日～9日程度	(3) 避難所の運営
	被災後	10日以降	(4) 避難所の運営を市町村、地域自主防災組織、避難者自治組織へ移行

(2) 学校が避難所となった場合の収容場所と収容人数・禁止場所区域

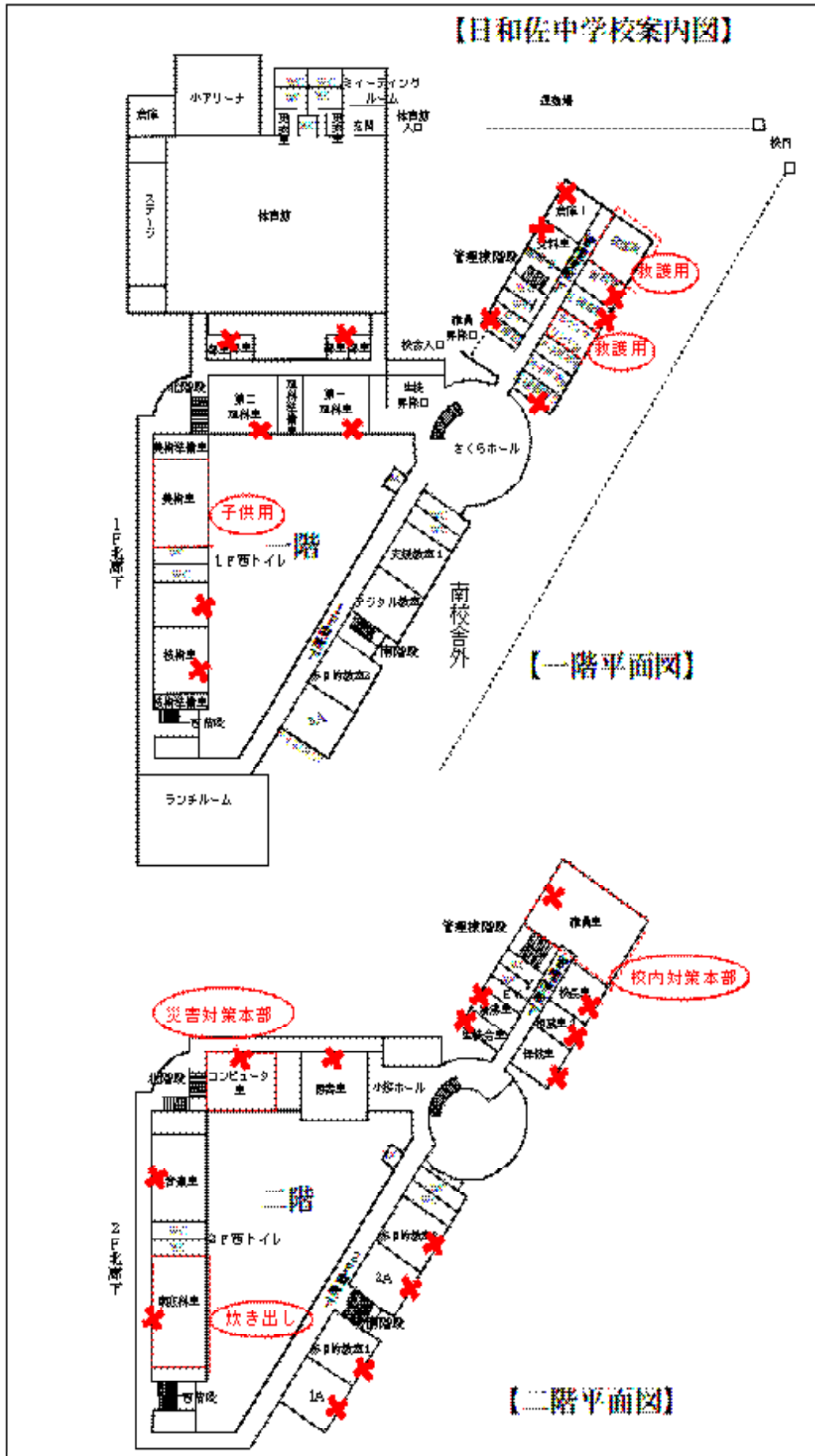
収容場所	人数	立入禁止場所	理由
体育館	100人	PC室	災害対策本部設置
多目的ホール	20人	校長室	代替(災害対策本部)
1階普通教室	60人(15人×4)	職員室	校内対策本部
美術室	20人(子供用)	理科室	薬品等
会議室(シミュタン)	10人(病人用)	調理室	炊き出しに使用
カウンセリング室(畳)	10人(病人用)	2階普通教室	応急教育実施のため
ランチルーム	50人	保健室	薬等

〈体育館での居住スペース〉





〈校舎内での居住スペース〉





⑭ 学校教育活動の再開に向けての計画

(1) 学校教育活動の再開に向けての目標日数と、確認事項・作業内容・協議事項

目標日数		確認事項・作業内容・協議事項
大災害発生後	避難所の開設	○避難者の受け入れ及び避難所の運営支援
被災後10日程度	学校再開準備 班の設置	○市町村・地域自主防災組織・避難者自治組織への避難所運営組織の移行 ○学校再開班の始動
		○生徒及びその家族の安否確認 ○生徒の住居の被害状況確認 ○教職員及びその家族の安否確認 ○教職員の住居の被害状況 ○校舎・校庭の被害状況確認 ○ライフラインの被害状況確認 ○通学路など地域の被害状況確認
被災後20日程度	応急教育Ⅰ の実施	○青空教室・心のケア等を実施し、生徒の心身の健康状態の回復・維持
		○教育委員会からの調査依頼に対し、被害実態の報告 ○仮登校日の日程協議（生徒・保護者への連絡） ○校舎等被害に対する応急措置 ○ライフライン、トイレの復旧 ○教室の確保（他施設の借用、仮設教室の建設） ○通学路の安全確保
		仮登校日の実施 ・登校可能な生徒の人数確認 ・生徒の心理面の状況把握 ・勤務可能な教職員の人数確認 ・生徒の学習に必要な教科書・学用品・タブレット 端末の確認、各家庭のオンライン環境の確認
		○応急教育Ⅱの計画の作成 ○生徒の心のケアの体制整備 ○ライフライン復旧の確認 ○通学路・学区の安全の点検の実施 ○授業再開の日程協議（生徒・保護者への連絡） ○校舎施設・設備の復旧、仮設教室建設 ○授業形態の工夫（二部授業等） ○不足教職員についての応援体制・配置・授業等の対応 ○可能な範囲の教科書等の確保 ○臨時的な学校給食の再開 ○生徒の心のケア対策の支援体制 ○避難所（避難者）の理解
被災後40日程度	応急教育Ⅱ の実施	○授業場所の対応 ○授業形態の工夫 ○施設の被害・登校できる生徒数などの実情を踏まえた適切な応急 教育Ⅱの実施 ○オンライン学習の検討・活用
		○教科書等の確保 ○学校給食の再開 ○スクールバスの運行再開 ○欠授業時数の補充と授業の工夫、生徒の学力補充 ○被災生徒の高等学校入学者選抜等における配慮 ○各学年の課程の修了及び卒業における配慮 ○被災生徒への就学援助等
被災後60日程度	平常時の学校教育活動の再開	

## (2) 応急教育Ⅰ・Ⅱを実施するための、場所・内容・形態

### (ア) 応急教育Ⅰ

- 場所：校庭，特別教室等
- 内容：運動，話し合い，読書活動等
- 形態：避難所運営が市町村，地域自主防災組織，避難者自治組織主体の運営となったら，参加できる生徒を対象に，学年，組に関係なく実施する。

### (イ) 応急教育Ⅱ

	状況等	場所及び応急教育Ⅱの形態
1	条件 ・施設の被害が軽微な場合 ・生徒の7割以上が登校	場所：校舎を使用して応急教育Ⅱを実施する。  形態：平常のクラスにて，45分の短縮授業を実施する。
2	条件 ・施設の被害が相当に甚大な場合 ・生徒の5～7割以上が登校	場所：校舎を使用して応急教育Ⅱを実施する。  形態：クラスの再編制にて，午前・午後の二部授業を実施する。
3	条件 ・施設の使用が全面的に不可能な場合 ・生徒の5～7割以上が登校	場所：町内の利用できる施設を使用実施する。  形態：クラスの再編制にて，午前・午後の二部授業を実施する。